

神戸消防の動き



平成 26 年版消防白書

第1章 平成25年中の災害状況

1 火災の状況	1
2 救急の状況	2
3 救助の状況	4
4 その他の状況	5

第2章 災害に備えて

1 警防体制の強化	6
2 消防団の活動	8
3 災害時の緊急通報	10
4 航空機動隊の活動	12

第3章 命を助ける救急・救助作戦

1 救急救命活動	14
2 救急隊の研修	16
3 医療機関との連携	17
4 市民救急の推進	17
5 大災害時の市民、医療機関、 民間団体との協力体制	20
6 救急需要対策	20
7 救助体制の充実	21

第4章 市民と共に築く安全な暮らし

1 防災福祉コミュニティ	24
2 防災教育の支援	26
3 住宅防火	26
4 ほっとな安心とどけます	27
5 市民の皆さんとともに	29
6 同じ火災を繰り返さないために	30
7 高齢者、障害者の安全・安心のために	31

第5章 災害に強い都市をめざして

1 防火・防災体制の強化	32
2 違反対象物のは正強化	33
3 超高層化・深層化する建築物	33
4 社会福祉施設等の安全対策	34
5 大規模密閉空間の安全対策	35
6 危険物行政の動き	35
7 消防活動阻害物質の届出	38
8 高圧ガス施設等の立入検査等	38

第6章 新しい時代に対応する人づくり

1 消防行政は人なり	39
2 人材の確保	39
3 人をつくる・いかす	40
4 研修制度の充実	40
5 女性消防吏員の採用と職域の拡大	40

6 魅力ある職場づくり	40
-------------	----

7 職員の健康管理	40
-----------	----

8 職員の福利厚生	41
-----------	----

第7章 消防施設の整備

1 消防施設の整備	42
2 庁舎管理	42
3 車両製作	42
4 車両整備	43
5 機械器具整備	43
6 消防艇整備	43
7 消防・救急無線のデジタル化	43
8 消防新管制システム(ALT-FACE)の構築	44

第8章 市民防災総合センターの業務概要

1 消防学校の研修概要	44
2 消防科学研究業務の概要	46
3 特別消防隊(消防音楽隊)の活動概要	46
4 市民研修係の活動概要	48

■ 資料**資料1 神戸市消防局の概要**

1 消防機関の機構図	51
2 消防署所等配置図	52

資料2 神戸市の火災

1 平成25年の火災状況(概数)	53
2 年次別主な出火原因	54
3 平成25年中の署別火災状況	55

資料3 神戸市の救急

1 過去10年間の救急出動状況	56
2 性別・年齢別・傷病程度別搬送人員	57
3 行政区分別救急取扱状況	58
4 救急隊別救急取扱状況	58
5 診療科目別搬送状況	58
6 救急救命士の活動状況	59

資料4 神戸市の救助

1 過去5年間の救助事故	60
2 署管轄区域別発生件数	60

資料5 神戸市消防局への通報状況

1 過去5年間の119番受信状況	61
------------------	----

第 1 章

平成 25 年中の災害状況

1 火災の状況

● 火災件数

平成 25 年の火災総件数は、前年の 571 件から 2 件増加して 573 件となりました。これは、現在の様式で統計を取り始めた昭和 46 年以降では、昨年に次いで二番目に少ない火災件数です（図 1-1）。

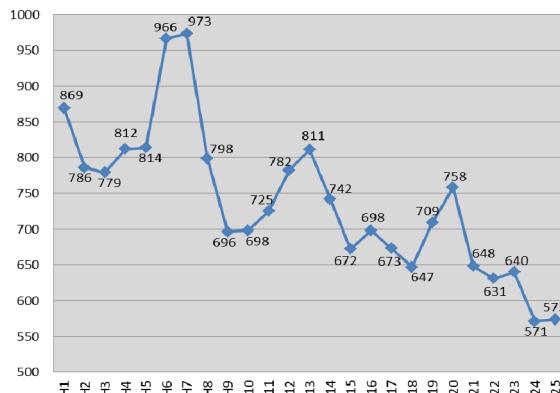


図 1-1 平成元年以降の火災件数の推移

火災種別でみると「建物火災」が 275 件と最も多く、火災総件数に占める割合は 48.0% となっていますが、これは昭和 46 年以降で最も少ない件数です。

一方、「林野火災」「その他火災」は前年比で大幅に増加しています（表 1-1）。

	平成 25 年	平成 24 年	比較(▲減)
火災件数	573	571	2
建物火災 (住宅火災)	275 (182)	341 (234)	▲66 (▲52)
林野火災	23	12	11
車両火災	53	53	-
船舶火災	1	1	-
その他火災	221	164	57
建物焼損面積(m ²)	4,153 m ²	4,685 m ²	▲532
林野焼損面積(a)	167a	51a	116
損害額(百万円)	443 百万円	741 百万円	▲298

※ 平成 25 年のデータは平成 26 年 3 月 17 日現在の速報値。

表 1-1 火災件数と種別

● 火災原因

火災原因では「放火・放火の疑い」が 157 件で最多となりました。しかしながら、この原因による火災は前年から 6 件減少しており、昭和 58 年（「放火・放火の疑い」が出火原因の 31 年連続第 1 位となった最初の年）以降で、最も少ない件数となっています（表 1-2）。

	平成 25 年	平成 24 年	比較(▲減)
放火・放火の疑い	157	163	▲6
たばこ	82	76	6
コンロ(天ぷら)	56(23)	71(31)	▲15(▲8)
焼却火・たき火	56	25	31
電気関係	52	57	▲5
火遊び	29	14	15

※ 平成 25 年のデータは平成 26 年 3 月 17 日現在の速報値。

表 1-2 火災の主な出火原因

以下、「たばこ」、「コンロ」、「焼却火・たき火」、「電気関係」と続き、例年と比べて順位に大きな変化はありませんが、「焼却火・たき火」が原因の火災が昨年の 25 件から 56 件、「火遊び」が原因の火災が昨年の 14 件から 29 件と、それぞれ倍増しています（図 1-2）。

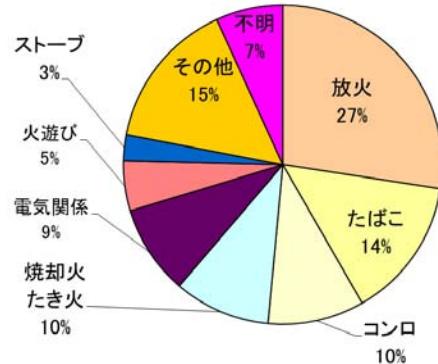


図 1-2 火災原因別割合

● 火災による死傷者

火災による死者は前年より 3 名減少して 11 名となっています。このうち、住宅火災による死者（放火自殺を除く）は 9 名で死者総数の大半を占めています。また、この 9 名のうち 65 歳以上の高齢者は 7 名と、高齢者の割合は依然高いものとなっています。

火災による負傷者は前年の 82 名から 66 名と、16 名減少しています。（表 1-3）。

	平成 25 年	平成 24 年	比較(▲減)
死者	11	14	▲3
高齢者(65 歳以上)	7	7	0
子ども(15 歳以下)	0	0	0
負傷者	66	82	▲16

※ 平成 25 年のデータは平成 26 年 3 月 17 日現在の速報値。

表 1-3 火災による死傷者の状況

2 救急の状況

● 救急活動の概要

平成 25 年中の救急出動件数は、平成 24 年中に比べて 2,216 件増加し 78,006 件 (2.9% 増)となりました。また、搬送人員数も 2,017 人増加し 65,157 人 (3.2% 増)となりました (図 1-3)。

これは、神戸市内の救急隊が 1 日あたり平均 214 回の出動で約 179 人の方を搬送し、また、6 分 44 秒に 1 回の割合で救急車が出動したことになります。

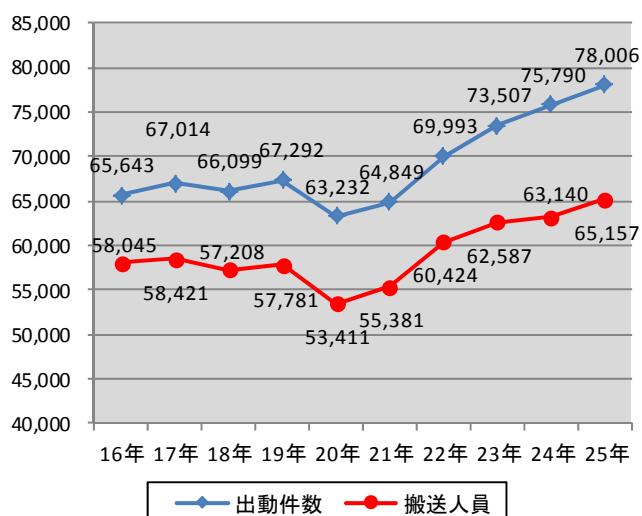


図 1-3 出動件数・搬送人員数の推移

事故種別ごとの救急出動件数は、例年同様、急病が最も多く、全体の 63.1% を占めています。以下、歩行中の転倒や窒息などの一般負傷が 15.6%、交通事故が 7.7% と続きます (図 1-4)。昨年の救急出動件数が大幅に増加した要因としては、高齢者の救急事案がさらに増えたことなどが考えられます。

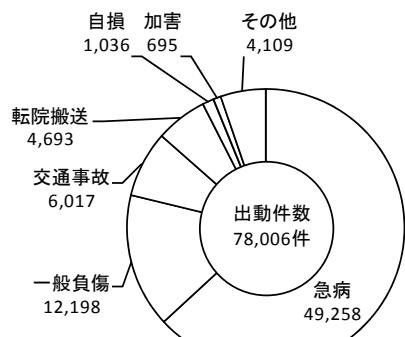


図 1-4 事故種別救急取扱状況

行政区別の出動件数では、北区・長田区・市外を除き前年より増加しています (図 1-5)。

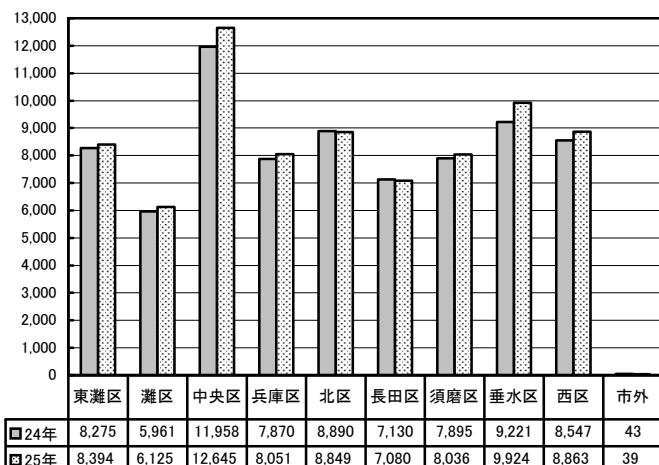


図 1-5 行政区別救急出動件数

● 傷病者の搬送状況

傷病程度ごとの搬送状況は、例年同様、入院を必要としない軽症が最も多く、全体の 58.1% を占めています (図 1-6)。

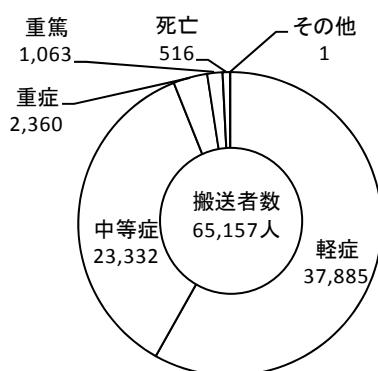


図 1-6 傷病程度別搬送人員数

各年齢層における事故種別の構成比では、新生児を除く年齢層においては急病の占める割合が最も高くなっています。なかでも 65 歳以上の高齢者については約 70% が急病により搬送されており、特に高い割合を占めています。また、低年齢層及び 65 歳以上の高齢者においては一般負傷の占める割合も比較的高いことがわかります。

一方、10 歳代から 20 歳代にかけては交通事故の割合が高くなっています。また、新生児で最も多い事故種

別は、その他に含まれている転院搬送となっています（図1-7）。

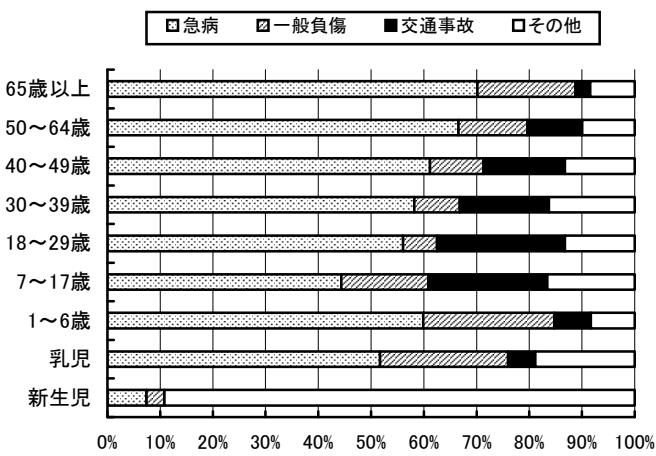


図1-7 年齢別搬送状況

高齢化の進展に伴い、救急搬送においても65歳以上の高齢者の占める割合が増えています。平成25年中では全搬送人員数の54.7%（35,622人）を占め、前年中に比べ983人（2.8%）増加しています。

図1-8からは、急病、一般負傷、転院搬送では搬送人員数の半数以上が65歳以上の高齢者となっていることがわかります。

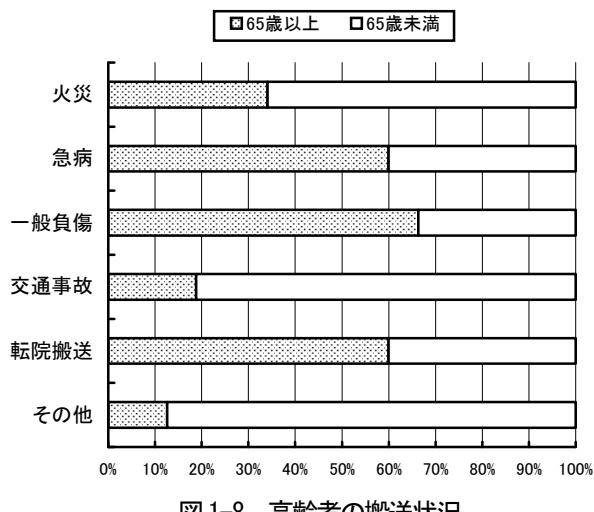


図1-8 高齢者の搬送状況

65歳以上の高齢者は、呼吸器系疾患、心疾患、脳疾患による搬送が多くなっています。このような病気の急な悪化を防ぐためにも普段から「かかりつけ医」を持つようにしましょう。

転倒などによる骨折や打撲などの怪我は、その約半

数が、安全だと思われている家庭内で発生しています。

例えば廊下や階段等では、手すりやカーペットなどの滑り止め措置をする、足元に置いてあるものを整理整頓するなどの少しの工夫で事故を防止することができます。

また、急な冷え込みや暑さが続くような場合、体調を崩しやすくなります。特に平成25年の夏季は、急激な気温の上昇に伴い熱中症による傷病者が急増しました。気候の変化に応じた健康管理をお願いします。

● 救命処置の実施とその効果

平成3年の救急救命士法制定を受け、神戸市でも平成4年から救急救命士の養成、配置などの救急業務の高度化を推進してきました。また、平成16年7月からは「気管挿管認定救急救命士」、平成18年4月からは「薬剤投与認定救急救命士」の運用を開始しました。

図1-9は、全国で統一された調査様式である病院外心肺停止患者記録（ウツタイン様式）による調査結果を表しており、平成25年中に救急救命士の乗車する救急隊が搬送した全ての心肺停止患者1,407名のうち、1ヵ月後の生存が確認された方の数（※1ヵ月以内に転院した場合も含む。）は114名となっています。

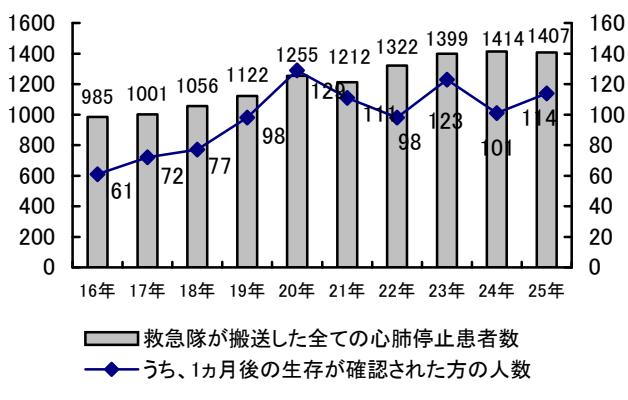


図1-9 救急救命士の救急救命処置状況

● 応急手当の救命効果

表1-4は、救急隊または消防隊が到着するまでの間に、家族等による応急手当（人工呼吸・胸骨圧迫、AEDを使用した除細動）が実施されていた場合の1ヵ月後生存者数の割合について、応急手当が実施されていない場合と比較したものです。

突然の病気や事故によって心肺停止状態となった場

合に、救急車が到着するまで応急手当が施されなければ、救命は難しい状況となります。特に、心肺停止になった事案のうち、心原性（心臓が原因）と推測され、かつ倒れる瞬間を目撃する、または倒れる音を聞くなどして、付近の人がすぐに異変に気が付いた場合などは応急手当が有効です。

救命効果のいっそうの向上を図るためにには傷病者の付近に居合わせた家族等の素早い応急手当が不可欠です。

心肺停止時の状況		搬送者	1ヶ月 生存者数	割合 (%)
目撃 あり	心原性	応急手当あり	146	27 18.5%
		応急手当なし	145	21 14.5%
	心原性以外	200	23	11.5%
	救急隊・消防隊による 目撃あり	107	23	21.5%
目撃なし		809	20	2.5%
合計		1407	114	8.1%

※ 1ヶ月以内に転院した場合も1ヶ月生存とする。

表 1-4 応急手当の救命効果

3 救助の状況

● 救助出動件数

平成 25 年中の救助出動件数は 2,011 件で、前年に比べて 126 件 (6.7%) 増加しました。

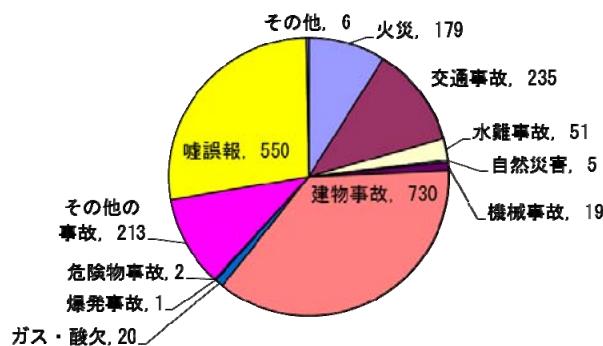


図 1-10 事故別救助出動件数

なかでも「建物等による事故」への出動件数は年々増加傾向にあります。

平成 25 年の「建物等による事故」への出動は 730 件

(前年から 19 件の増加) に上っています。この出動件数は、平成 16 年の 251 件と比較すると、2.9 倍の出動件数となっています (図 1-11)。

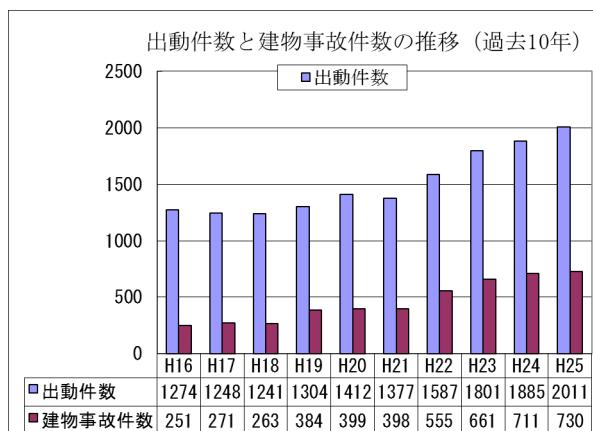


図 1-11 建物等による事故

「建物等による事故」では、ひとり暮らしの高齢者の方が、施錠された室内で倒れて動けなくなり、家族やホームヘルパーなどの訪問者が室内に入れないという事例が多く見られます。社会の高齢化に伴い、出動要請は今後も増加していくと予想されます。

次に多い救助出動は「交通事故」で、235 件に出動しています。交通事故の地域的な特徴として北区や西区の郊外で多く発生しており、両区で全体の 5 割近くを占めています。

その他として、「水難事故」が過去 3 年間は例年に比べて多い件数で推移しています (図 1-12)。

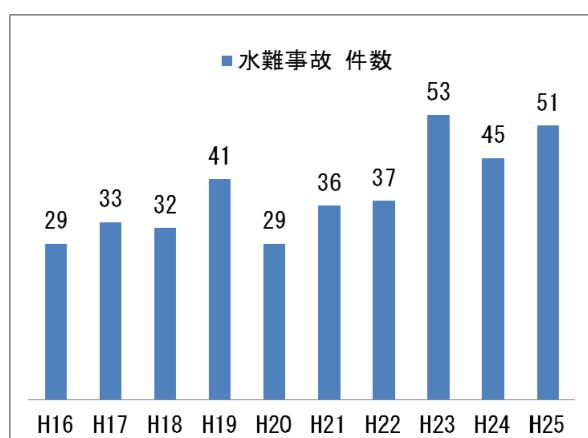


図 1-12 水難事故件数

4 その他の状況

● その他の出動状況

平成25年中に消防部隊が出動した件数は8,279件で、前年中と比較して563件(7.3%)の増加となっています(図1-13)。消防車両やヘリコプター、消防艇など延べ23,425隊が出動し、1日あたりの平均出動件数は22.7件、平均出動隊数は64.2隊となります。

また、消防部隊の全出動のうち、誤報、虚報、自動火災報知設備の誤作動等及び救急隊が行う救命処置の支援などの災害以外の出動があわせて4,879件ありました。

また、近隣市町へも27件の応援出動を行いました。

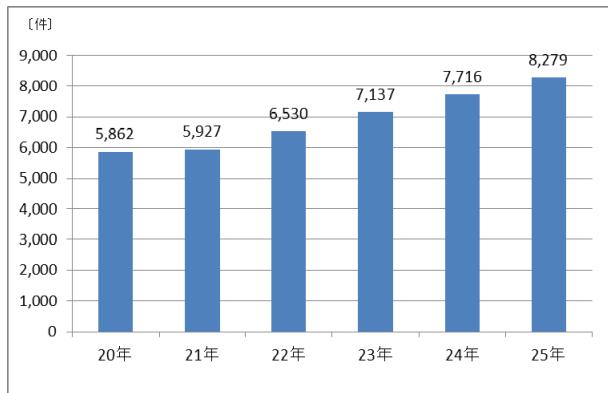


図1-13 消防部隊の出動件数

● 自然災害の発生状況

平成25年中の出動件数8,279件のうち、神戸市内で発生した水災は42件で、消防車両延べ56台、人員延べ580人(消防職員219人、消防団員361人)が出動しました。

平成25年9月16日から17日にかけては、神戸市に接近した台風18号の影響により、北区や垂水区でけ崩れが発生しました。この台風に伴って、計160世帯447人に対して避難準備情報や避難勧告、避難指示といった避難情報を発令しました。

● その他の災害の発生状況

その他の災害は、火災・水災を除く、交通事故、水難事故、ガス・酸欠事故、機械事故、建物等における

事故など、市民生活や企業活動の中での事故において消防部隊が出動したものをとりあげています。

平成25年中に発生したその他の災害(救助隊が出動していないものを含む。)の件数は全体で2,607件にのぼり、前年中の2,404件と比較して203件(8.4%)増加しています。主な事故種別として、交通事故が1,383件で全体の53.0%を占めています。前年中の件数と比較すると174件増加しており、全体の件数増加の一要因であると考えられます。

また、建物における施錠による閉じ込め、挟まれ等の事故が723件、ガスの漏洩や酸欠事故が51件、水難事故が54件発生しています。

第 2 章

災害に備えて

1 警防体制の強化

● 消防部隊等の配置・出動

平成 25 年中の消防部隊の出動件数は、前年と比べて増加しており、火災をはじめ、交通事故や山岳救助、水災などさまざまな災害に出動しています。

神戸市では、現在、消防車両やヘリコプター、消防艇など、緊急時に出動できる車両として最大で 138 台を待機させています。

119 番通報があれば、その内容を聞き取り、発生した災害の形態と規模に応じて、それに対応する車種と台数をコンピューターにより選出します。そして市内 29 の消防署や出張所、もしくは航空機動隊等に配置している消防部隊のうち、災害現場に最も近い部隊に出動を指令します。

● 特殊災害への対応

化学災害、毒劇物事故、放射線災害や近年発生が危惧されている NBC テロ災害等の特殊災害に対応するため、神戸市では特殊災害隊を配置しています。特殊災害隊は、陽圧構造型分析室を有した専用車両を運用し、最新の赤外線を利用したガス分析器や中性子線測定器、生物剤検知器などを装備した本部特殊災害隊(ハズマット KOBE、中央消防署に配置)と、ガス濃度測定器や防護服等の資器材を装備し、放水隊と兼務した方面特殊災害隊(東灘、兵庫、北、西消防署に配置)とで構成され、市内における特殊災害に備えています。

また、特殊災害に対応できる隊員を多数養成していくため、毒劇物や危険物等の資格の取得、災害発生を想定した隊員向けの専門研修や訓練を実施し、資質の向上を図ると共に、特殊災害に係る対応力の向上のた

め 5 機関（神戸学院大学、一般財団法人海上災害防止センター、日本メジフィジックス株兵庫工場、神戸薬科大学、神戸大学研究基盤センター）と災害時等における協力に関する覚書を交わし、産・学・官の連携体制を確立しています。

さらに、平成 18 年 2 月に開港した神戸空港における災害対策として、航空機が関与する災害の発生または発生する恐れがある場合における消防局の対応指針を策定し、被害想定に基づく必要部隊の算出と、空港災害に関係する多くの機関との連携体制の確立を図っています。



特殊災害における現場活動

● 指揮体制・安全管理の強化

あらゆる災害に対して、組織的かつ効率的な部隊活動を実施するとともに、活動隊員の安全管理が実施できるように、専任の指揮隊を市内全消防署及び北神分署に配置、なかでも 5 消防署（東灘・中央・北・長田・西）には課長級職員を指揮隊長として配置し、指揮及び安全管理体制の強化を図っています。



現場指揮所の状況

● 風水害への備え

神戸市の中央に横たわる六甲山は土砂災害が起こりやすい地形・地質であり、過去に大きな被害が発生しています。

また河川においても、平成16年の台風23号により、西区の明石川、北区の武庫川流域で大きな被害が発生しました。

神戸市では、これらの災害を踏まえて、治山・治水の防災工事が進められています。また、いざという時に備え、神戸市地域防災計画に基づき緊急連絡体制や水防情報システムを整備しています。

河川については、神戸市内の主要な河川の「洪水ハザードマップ」が作成され、被害予測を公表しています。また、避難の目安となる「特別警戒水位（避難判断水位）」が設定され、河川の水位情報の収集や避難勧告の発令の目安として活用されています。

また、溢水・氾濫が予想される地域（浸水想定区域）とその地域内の地下保有施設を把握するための実態調査を行い、警戒避難体制の強化に努めています。

土砂災害については、大雨が降った場合に土砂災害等が予想される地域で、住民への災害情報の提供や迅速な避難を実施するため、電話を利用した非常順次通報装置（オートダイヤルシステム）や防災行政無線を導入するとともに、避難時に逃げ遅れがないよう世帯ごとの人員数等を調査した避難計画を策定しています。

さらに神戸市では、風水害や地震による避難指示などの緊急情報を市民の皆さんに速やかに伝えるために、安全・安心情報の電子メールサービス「ひょうご防災ネット」を運用しています。「ひょうご防災ネット」に携帯電話のメールアドレスを登録すると、神戸市や兵庫県から緊急情報のメールが配信されるほか、平常時から防災関連情報のホームページを携帯電話で見ることができます。

風水害から身を守るため、日頃から防災情報を収集するなど備えを万全にして、いざとなったら早めの避難を心がけることが重要です。

「ひょうご防災ネット」登録URL
<http://bosai.net/kobe/>

● 消防水利の整備・維持管理

消防活動を行うためには、水が必要不可欠です。

消防局では、消防水利を確保するために、消火栓の点検や、防火水槽等の整備・維持管理・設置の指導等を行っています。

平常時だけではなく、地震や渇水時でも有効に使用できる消防水利を確保するため、耐震性防火水槽の設置のほか、河川、海水、雨水なども消防水利として活用できるよう努めています。

近年は建物構造の基準の見直しや道路幅員の確保、区画整理等により、災害に強い都市づくりが進んでいますが、その一方で消防活動が困難な地域も存在しています。

消防水利の現況調査に加え、地域の延焼危険度の評価等を行い、その結果を踏まえて、地域の実情に応じた消防水利の確保に努めています。

【整備方策】

- 公共施設の整備に合わせて、消防水利を設置する。
- 開発協議・建築指導を通じて、消防水利の設置を指導する。
- 総合設計制度（防火水槽設置型）^{*1}、消防水利設置補助金制度（導水管設置補助）^{*2}により、消防水利の整備を促進する。
- 水道施設耐震化計画と協調しながら整備を進める。

*1 総合設計制度とは

一定規模以上の敷地を有し、かつ、敷地内に一定割合以上の公開空地等を確保する建築計画について、計画を総合的に判断して市街地環境の改善に資すると認められる場合に、容積率の割増、あるいは斜線制限の緩和を行うことができる、建築基準法に基づく許可制度です。

*2 消防水利設置補助金制度とは

個人又は私法人が受水槽等に消防用導水管を設置し、消防隊が消防水利として活用できるようにした場合は、その費用の全部または一部を補助する制度です。

2 消防団の活動

● 消防団の組織

神戸市には、条例に基づき各消防署と管轄区域を同じくする 10 の消防団と 15 の支団（北・西消防団のみ）が設置されています。

消防団は 4,000 名の地域住民等の有志により組織されており、各消防団員は普段はそれぞれの職業に従事しながら、“自らの地域は自ら守る”という崇高な郷土愛護の精神のもと、地域の安全・安心のため積極的な消防団活動を行っています。

● 消防団の業務・活動内容

消防団員の身分は地方公務員法により特別職の地方公務員と位置づけられており、消防団長は市町村長が任命し、消防団長以外の消防団員は市町村長の承認を得て消防団長が任命します。

消防団は消防署とともに、市が設置する公的な消防機関のひとつとして、消防団長の指揮命令のもと連携して次のような活動を実施しています。

- ・火災等の災害時

消火活動、救助・救急活動、警戒活動、警戒区域の設定、風水害時の河川パトロール、避難誘導など

- ・平常時

地域の防災リーダーとしての活動（地域住民が災害時に適切な行動ができるように、講習会・訓練指導を通じた防災意識の普及啓発や、防火、防災、応急手当に関する知識・技術の付与などを行っている。）

● 消防団の施設・装備

消防団の施設には、分団詰所、器具庫、ホース干塔等があり、装備としては、小型動力ポンプ積載車、小型動力ポンプや簡易救助資機材等があります。

発生が危惧されている南海トラフ巨大地震に備え、津波災害時に活動する消防団員の安全装備品として、ライフジャケット、消防団員間の通信手段となるトランシーバー、住民に避難を呼びかけるためのトランジスタメガホンを各消防団に配備しています。

● 消防団の災害活動力

消防団は、公的消防機関として効果的な災害活動が行えるよう、年間を通じて様々な訓練に取り組み、その鍛錬度を高めています。

- ・新入団員基礎研修・幹部研修
- ・救急インストラクター資格取得研修
- ・防災リーダー資格取得研修
- ・大規模災害・津波対応研修
- ・各種防災訓練
- ・消防団定期訓練
- ・日本消防協会や兵庫県消防協会が開催する訓練・研修会 など

また、小型動力ポンプの操作技術について、日頃の訓練成果を競い、披露する場として「神戸市消防団小型動力ポンプ操法大会」を隔年で秋に開催しています。

（初開催：平成 10 年度）



神戸市消防団小型動力ポンプ操法大会

● 南海トラフ巨大地震への対応力強化

東日本大震災を教訓に、今後の発生が危惧される南海トラフ巨大地震に備え、津波発生時の対応について検討が加えられています。

東灘区～垂水区の沿岸部を管轄する消防団は、津波が発生した際には、津波被害警戒区域内の住民の避難誘導を最優先に実施し、火災防御や救助活動にも従事することとなっています。

また、北、西消防団は管轄内の地震による災害の対応を最優先に、市街地への応援が可能な状況になれば応援出動し、市街地消防団とともに火災防御や救助活動を行うこととなっています。

また、消防団員は地域の防災リーダーとして、住民に対し地域の防災訓練や講習会等のあらゆる機会を通じ、津波防災についての意識啓発、訓練指導を行い、地域の防災力向上にも努めています。

さらに、消防団員は津波災害時の活動に必要な知識、技能を習得するため、津波災害に備える特別研修を受講しています。



津波災害に備える研修

● 消防団への入団促進

昨今の少子高齢化の進展や就業形態の変化などの影響で、全国的に消防団員が減少傾向にあります。

神戸市では、消防団への入団促進策のひとつとして、平成 21 年 3 月から、従業員が 2 名以上消防団に入団しているなど消防団活動に協力している事業所を広く一般に広報するため、「神戸市消防団協力事業所等表示制度」を導入し、これまで 35 の事業所等に対し認定証を交付しています。



消防団協力事業所認定証

また、消防団への入団要件を、区域内に居住している方に加え、区域内で勤務している方や区域内の学校に在学している方にまで拡大し、入団促進を図っています。

さらに、消防団員のサラリーマン化により手薄となる平日昼間時間帯の団員の確保のため、平成 13 年度から積極的に女性消防団員の採用を行っており、よりきめ細やかな防火指導や応急手当の普及啓発活動等が行えるようになりました。

① 神戸市の各消防団の情報については、神戸市消防協会のホームページ※でも詳しく紹介しています。

【<http://kobe-syobokyokai.org/>】

● 消防団は地域防災力の中核

阪神淡路大震災、東日本大震災において、消防団は初動時から昼夜を問わず長期間にわたる献身的な活動を行いましたが、東日本大震災では発生した津波により 250 余名もの消防団員が犠牲になりました。

これを受け、総務省消防庁では平成 23 年に有識者による「東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方に関する検討会」を設置し、①消防団員の安全確保対策 ②消防団の装備・教育訓練等の充実 ③消防団への入団促進 ④地域の総合的な防災力の向上を図るために取り組みの推進 などの項目について幅広い検討が加えられました。

また、平成 25 年 12 月に制定公布された「消防団を中心とした地域防災力の充実強化に関する法律」では、消防団を「地域防災力の中核として欠くことの出来ない代替性のない存在」として位置づけ、国、地方自治体、地域が連携しながら、様々な支援を行っていくことされました。

神戸市としても、地域防災力の中核としての消防団の充実強化に向けて、この法律で示された諸項目について、今後検討していくこととなりました。

3 災害時の緊急通報

● 119番通報

災害はいつどこで起きるか分かりません。火災や事故が発生した場合、一刻も早く消防隊や救急隊に来てほしいと願うのは、その場に居合わせた人みんなが思うことです。ところが、いざというとき慌ててしまって、うまく通報できないことも多いようです。

市民の皆さんからの迅速な通報が被害の軽減につながりますので、「119番」は、慌てず、はっきり、落ち着いて通報してください。

神戸市内の119番通報は、中央区にある危機管理センター4階の「消防管制室」で受信します。ここで勤務する司令係員が通報内容をできるだけ早く、かつ的確に聞き取って、その災害場所にもっとも近い位置にある消防車や救急車などを出動させています。



消防管制室の状況

● 18人に1人の市民が緊急通報

平成25年中の119番の総受信件数は13万8,638件であり、前年に比べ1,804件の増加となりました。

そのうち火災通報や救急通報などの緊急対応が必要であった件数は8万5,030件あり、前年に比べ2,951件の増加で、総受信件数の61.3%を占めています。これは平均するとおよそ市民18人に1人が緊急通報を行ったことになります。また、1日平均では233件で、6分11秒に1件の割合となります。

そのほか、市民や事業所が実施する消防訓練での通報などが5,316件(3.8%)、間違いやいたずら、無応答が1万7,534件(12.6%)ありました。

● 119番は助けを求める「緊急」回線

一方、市政に関する問い合わせや行政相談が8,553件(6.2%)、病院照会(こうべ救急医療ネット(コメット)への案内を含む)が1万4,868件(10.7%)など、緊急以外の通報も少なくありません。こうした市政全般への問い合わせは主に夜間や休日といった市区庁舎の閉庁時が多く、他に相談先等がないことから119番を利用しているものと考えられます。

消防管制室では、火災や救急要請の通報を24時間絶えず受信しています。緊急性のない用件で119番回線を利用するることは、一刻も早い助けを求める通報を妨げることにもつながりかねません。

緊急以外の問い合わせは

神戸市消防局代表 078-333-0119

発生中の火災や災害の状況が知りたい場合は

神戸市ホームページ「災害情報」

<http://www.city.kobe.lg.jp/safety/fire/kasai.html>

ウーカンテレホンサービス 078-391-0119

夜間休日での救急当番病院が知りたい場合は

※コメット 078-846-0099

をご利用ください。

※神戸市保健福祉局が運営する医療機関の電話案内サービス「こうべ救急医療ネット(通称コメット)」

(月～金曜は17時～翌9時、土・日曜・休日は9時～翌日9時)

● 携帯電話による119番

以前は公衆電話や一般電話からの通報が多くを占めていましたが、近年の通信形態の多様化に伴い、携帯電話や、IP電話からの通報が増加しています。

携帯電話からの119番通報については、平成25年中は5万8,099件であり、総受信件数に占める割合は41.9%で、年々増加しています。また、火災や救急をはじめとする緊急対応が必要なものは3万2,999件で、緊急通報全体の38.8%を占めるに至っています。

携帯電話からの119番通報は、当初は言葉での聞き取りに頼らざるを得ない状況であったため、慌ててしまって住所が言えない人や、旅行者などで地理に不案内な人からの通報の場合、場所の特定に時間がかかるつ

ていました。しかし、平成19年度にG P S（全地球測位システム）機能付携帯電話やI P電話からの通報場所を表示できる「携帯電話等位置情報通知システム」を全国に先駆けて導入したことにより、受信時間の短縮や確実性の向上につなげることができました。

なお、G P S機能付携帯電話でも詳細な場所までは表示されず、旧型の携帯電話にはG P S機能を持たない機種もあるため、通報する際には特に次の事項に留意してください。

- ① 災害発生場所の住所を付近の表札、看板、自動販売機等で確認するか、近くの人に聞くなど、場所を確かめてから通報してください。またどうしても場所が分からぬ場合は、近くの公衆電話または一般電話から通報してください。
- ② 災害発生場所や状況の確認のため、消防局から携帯電話にかけ直すことがありますので、通報後は電源を切らないようにし、電話の使用を控えてください。
- ③ 自動車運転中は、安全な場所に停車してから通報してください。
- ④ 携帯電話からの通報は、電波の状況により他の消防本部につながることがあります、司令係員の案内に従ってください。

● FAX119・携帯電話「Web119」による緊急通報

聴覚障がい者の方など、通常の119番通報ができない場合でもファックスで通報できるよう、消防管制室には緊急受信専用ファックスを備え、対応しています

(平成25年中のFAX119による緊急通報は4件)。

FAX119 078-392-1119

また、平成24年4月からは、携帯電話のインターネット機能を利用して、携帯電話の画面を見ながら救急車や消防車を要請できる「Web119番通報システム」の運用を開始しています(平成25年中の「Web119通報システム」による緊急通報は2件)。

● 今すぐその場で胸骨圧迫（心臓マッサージ）

呼吸や心臓が停止した傷病者の救命率向上や社会復

帰には、一刻も早い応急処置が必要です。そのため、司令係員は119番を受信してから救急車が現場に到着するまでの間、通報者に対してその場で胸骨圧迫（心臓マッサージ）やA E D（自動体外式除細動器）の活用等の応急手当を口頭で指導しています。

緊迫した状況の中での的確な処置を行うことは大変困難ですが、大切な命を救うために、市民の皆さんも落ち着いて応急手当を実施してください。

● 山岳救助マップ・119ばんつうほうプレート（命の道標）

六甲山系は市街地から近く気軽に出かけられることから、健康ブームともあいまって登山客が非常に多くなっており、それに伴って登山中に気分が悪くなったり、怪我をしたり、道に迷ったりして、携帯電話で救助を求める通報が増えています。平成25年中には山岳での救助事案が77件ありました。しかし、山中での救助要請は目印となるものが少なく、場所を特定することが困難なため、発見に時間を要することがあります。

そこで、救急隊や救助隊が現場に到着するまでの時間を短縮するため、神戸市では六甲山系87ハイキングルート上の約800か所の道標に、位置情報「プレート番号（例：き 35-7）」を表示した黄色の「119ばんつうほうプレート」を取り付けています。また、その位置を電子地図に記入した「山岳救助マップ」を作成し、登山者に緊急事態が発生した場合は、付近のプレート番号を通報してもらうことで災害場所を特定し、救助に向かいます（平成25年中の山岳救助マップの奏功事例は30件）。



119ばんつうほうプレート

● Nコードを利用した位置情報

登山道など、付近に目印となるものが無く位置を特定することが困難な場所においては、「Nコード」を利用することで位置を容易に表示することが可能となります。

Nコードとは、従来の緯度・経度表示に代わるものとして導入が進められている位置表示体系のことです。世界を東西・南北方向に分割したメッシュ構造をしており、例えば5m程度の精度であれば「1234-5678」のように8桁の数字で位置を表示できます。これを、メッシュを記入した地図とあわせて利用することで、位置情報を容易に読み取ることができます。

神戸市では、平成24年2月の消防新管制システム導入に伴ってNコードの運用を開始しました。

緯度・経度表示が分かりにくかったのに対して、Nコードは憶えやすい・伝えやすい・扱いやすいというメリットがあり、これを活用することで山岳救助活動等の更なる効率向上を図っています。

4 航空機動隊の活動

● 航空機動隊の現状

航空機動隊は、3機（1機は兵庫県所有の機体）のヘリコプターを活用して安全安心都市「神戸」を「空」から守っています。神戸ヘリポートを主要な基地として365日、夜間を除き常時待機しています。

平成16年4月1日からは、全国で初めてとなる県・市共同運航を開始しました。共同運航とは、神戸市が所有する2機と、兵庫県が所有する1機をあわせた計3機を一体的に運用することで効率化を図るもので

これによって常時2機のヘリコプター（川崎式BK117）を稼動させる体制を確立し、人命救助・消火活動・救急搬送・情報収集伝達・資機材搬送を安全・確実・迅速に実施しています。また、平成19年からは新型機（BK117C-2型）を導入し、赤外線機能付ヘリコプターTV伝送システムにより災害状況などの情報収集能力を向上させています。

平成25年の災害出動件数は422件となっており兵庫県下におけるヘリコプターの消防防災活動は、市民・

県民の「安全」「安心」にとって非常に重要なものとなっています。

● 市内災害出動件数

平成25年の神戸市内における出動件数は262件でした。災害種別ごとの出動件数は、建物火災が115件（全体の44%）、林野火災が16件（同6%）、山岳救助が39件（同15%）、水難救助が24件（同9%）、救急が33件（同13%）で、特に救助件数が増加傾向にあります。

● 県内災害出動件数（市内出動を除く）

平成25年の兵庫県内（神戸市を除く）出動件数は160件でした。災害種別ごとの出動件数は、救急が106件（全体の66%）、救助が36件（同23%）となっており、救急出動が大きな割合を占めています。

兵庫県の中央部分は1500m級の山岳地帯がその面積の大部分を占めており、従来から多くの山岳救助事案が発生しています。

今日、これらの事案に対するヘリコプターの有効性が各消防本部に認知されたため、山岳救助出動も年々増加する傾向にあります。

県内の災害出動は平成15年（県・市共同運航開始前の21件から大きく増加しています。これは平成16年度から実施している県内各消防本部に対する様々な県防災ヘリの啓発活動の効果が現れています。

市民・県民にとっての、消防・防災ヘリコプターの存在意義はますます向上していくものと考えられます。

● ヘリコプターによる救助

航空機動隊は山岳救助、水難救助、高速道路救助等の各種救助活動においても機動力を活かした活動を行っています。

神戸市には六甲山系への登山道が100以上存在し、散歩からハイキング、クライミングなど初心者からベテランまで楽しめ、市民をはじめ全国から愛好者が訪れてています。

しかし、六甲山系は親しみやすい一方で複雑な地形も有しており、救助事案が発生した場合には、ヘリコプターを活用した救助活動を実施する場合があります。

山岳地区で急病人や怪我人が発生すると、救助車両

や救急車両の進入が難しいために現場到着まで時間を要し、救助活動や病院搬送には困難が伴います。

このような場合、航空機動隊は地上隊と連携しながら現場近くに直接着陸したり、航空救助隊員がラペリング降下等を行い要救助者に接触、レスキューストレッチャーなどに収容後、ヘリコプターのホイストを使用して機内に収容するなどの救助活動を実施し、救急車に引き継ぎ、またはそのまま病院の屋上ヘリポートまで搬送しています。

平成25年には市内39件、県内32件の山岳救助に出動しましたが、最近は登山ブームを背景に、準備不足による山岳救助事案が増加しています。

航空機動隊では日頃から山の事故を防止するために十分な準備をお願いしていますが、万一山岳救助の要請が必要な場合には、次の事項を参考にして下さい。

- ① 危険がない限り通報した場所から動かないこと。
- ② 携帯電話の電源を切らないこと。
- ③ ヘリや救助隊が近づいたら手を振るなど合図をして場所を知らせること。上着やライトを使って合図すると効果的です。



ホイストによる山岳救助活動

● ヘリコプターによる救急

神戸市では、平成3年5月にヘリコプターによる救急搬送基準を定めました。

平成4年から5年にかけては兵庫県下を対象とした広域ヘリ救急試験事業を実施して「救急ヘリ」の推進に努めてきました。

平成11年から開始されたドクターカー運用にも積極的に係わり、可能な場合は医師をヘリコプターで現場

に搬送しています。また、医師が同乗しなくとも、管制室及び現場救急隊長がヘリ搬送有効と判断した場合にも出動し、空飛ぶ救急車として積極的な救急業務を実施しています。

北区、西区で発生した救急事案において市街地への搬送が必要な場合、救急車では約40分を要する距離でも、ヘリコプターでは6分程度であり、この速さは救命率の向上に大きな効果をもたらすものであるといえます。

航空機動隊はできるだけ現場近くに離着陸出来るよう場所の確保に努め、災害現場から医療機関へ収容するまでの時間短縮を図っています。

また、中央区にある神戸市立医療センター中央市民病院や兵庫県災害医療センター、神戸大学医学部附属病院には屋上ヘリポートが設置されており、医療機関へ直接搬送するケースも増加しています。

平成25年中のヘリコプターによる救急出動件数は市内33件、県内106件でした。一刻も早く医療機関へ搬送するため、県北の公立豊岡病院ドクターへリや県西の県立加古川病院ドクターへリと役割を分担し、連携しながら活動しています。

ヘリコプターの機動性を活かした「救急ヘリ」としての出動は、今後も更に増加すると考えられます。



病院屋上ヘリポートでの傷病者の引継ぎ

第 3 章

命を助ける救急・救助作戦

1 救急救命活動

● 救急隊の活動

神戸市では、救急需要の増大に対応するため、平成26年1月1日現在、32隊の救急隊及び313名の救急隊員を配置しています。119番通報で救急要請があると、その現場に最も近い場所にいる救急隊がコンピューターで選出され、現場へ出動します。

救急隊が現場に到着すると、傷病者を観察し、迅速・的確な応急処置を行い、症状に適した医療機関に直接、携帯電話等で収容交渉をして搬送しています。

また、大規模な災害が発生した場合や携帯電話が使用できない場合等の状況によっては、事故の概要、傷病者の意識レベルや応急処置等の情報を救急隊が管制室に無線で連絡し、司令係員が医療機関へ収容交渉を行うこともあります。

救急隊は、医療機関に傷病者を収容後、医師に事故の概要、現場到着時や搬送途上の傷病者の容態などについて引き継ぎを行い、医療機関を引き揚げます。

● 救急救命士の乗車する救急車の運用

救急救命士とは、「厚生労働大臣の免許を受けて、救急救命士の名称を用いて、医師の指示の下に、救急救命処置を行うことを業とする者をいう。」(救急救命士法第2条)とされています。消防局では、平成4年度に生田救急隊(現中央救急隊)に高規格救急車を導入し、救急救命士の乗車する救急車の運用を始めました。

(1) 救急救命士の行う救急救命処置

救急救命士は、呼吸や脈拍が停止している重篤な傷病者に対し、医師の具体的な指示のもと「特定行為」と呼ばれる次の3種類の救急救命処置を行うこ

とができます。

① 器具による気道確保

気管内チューブ、食道閉鎖式エアウェイなどの医療器具を使用した気道確保

② 静脈路確保のための輸液

乳酸リンゲル液を用いての輸液

③ 薬剤の投与

心拍再開に資する薬剤「エピネフリン」の投与

(2) 高規格救急車

救急救命士が医師の指示を受けて行う高度な救急救命処置(特定行為等)を救急車内で行えるように、次のような特徴を備えています。

① 除細動器等の高度救命用資器材など応急処置に必要な救急資器材を、その機能を損なうことなく、安全かつ確実に積載できる空間を確保すること。

② ストレッチャー(ベッド)を左右に移動できるようにするなど、効率的に車内での救急救命処置が出来る空間を確保すること。

(3) 救急救命士の2名乗車体制の確立

消防局では平成3年度以降、救急救命士を養成し、平成10年度には全救急隊に高規格救急車を配備するとともに、常時1名の救急救命士が救急車へ乗車する体制を整備しました。

さらに、平成13年度には、大都市としては初めて、救急救命士が2名乗車する体制を確立しました。

● 救急業務高度化の推進

神戸市では、救命率の向上を目指して救急業務の高度化を推進し、メディカルコントロール体制を整備しています。メディカルコントロールとは、傷病者搬送途上における救命効果の向上を目指して、救急救命士を含む救急隊員の行う応急処置等の質を医学的観点から保障することをいいます。

この体制構築のためには、医療関係者等から構成される都道府県単位の協議会および二次医療圏ごとに「メディカルコントロール協議会」を設置するとともに、主に次にあげる体制の整備が必要とされています。

① 救急隊員に対する医師の指示、指導・助言体制の強化

② 現場救急活動に対する、医師の医学的観点から

の事後検証体制の充実

③ 救急救命士の再教育体制の充実

神戸市では、神戸市保健医療審議会の保健医療連絡協議専門分科会における専門部会として承認を受けた「メディカルコントロール部会（神戸市メディカルコントロール協議会）」を平成14年11月に設置し、メディカルコントロール体制を整備しました。

その後、処置範囲拡大として、包括的指示下での除細動（平成15年4月）、気管の中に直接チューブを挿入して肺に酸素を送り込む「気管挿管」のできる救急救命士の運用（平成16年7月）、薬剤投与（心拍再開に資する薬「エピネフリン」の投与）のできる救急救命士の運用（平成18年4月）を開始しました。気管挿管及び薬剤投与の実施については、それぞれ病院実習（気管挿管病院実習30症例、薬剤投与病院実習50時間）の実施が義務付けられており、兵庫県メディカルコントロール協議会から認定を受ける必要があります。神戸市では、気管挿管と薬剤投与の両方を実施できる「気管挿管・薬剤投与認定救急救命士」を引き続き養成し、全救急隊1名配置の早期確立を目指します。

また、平成26年1月31日付で救急救命士法施行規則の一部改正があり、平成26年4月1日から次の2項目が救急救命士の処置として認められることとなりました。

- ① 血糖測定と低血糖症例へのブドウ糖投与
- ② 心肺機能停止前の静脈路確保と輸液

● 大規模災害対応救急隊の運用

神戸市では、大規模災害発生時に消防機関と医療チームとの連携・調整を行う役割を担うとともに、救急隊の指揮を担う専門の救急隊「大規模災害対応救急隊（愛称：ブルーキャット（BLUE-CAT））」を平成18年10月1日に発隊させ、水上消防署に配置しました。

この救急隊には通常の救急車の設備に加え、医療機関の傷病者受入情報を閲覧できる兵庫県広域災害・救急医療情報システム（パソコン・携帯電話等）を積載しています。

大規模災害対応救急隊は、これらの情報を活用して迅速な搬送を指揮するほか、医療チームのトリアージ、

治療、搬送などの救急活動を効果的に行うことができるようになります。災害現場において、限られた医療スタッフ、救急隊などが体系的に有効かつ効果的に活動することができるよう、各チームの活動を調整する役割を担います。



大規模災害対応救急隊（BLUE-CAT）

● 消防隊との連携（ペア出動）

神戸市では救命率の向上を目指し、救急隊と消防隊や救助隊、航空機動隊との連携強化を図っています。

特に、119番受信時に呼吸などが停止していると推測される救命救急事案においては、より多くのマンパワーを投入することで、除細動や輸液などの救急救命処置や、処置した傷病者の搬送を迅速かつ効果的に行うことができ、さらなる救命率の向上が期待できます。そこで、平成10年4月から、救急隊に加えて消防隊も出動させる体制（特定救急出動）をスタートさせました。

この体制により、救急隊の到着が遅れる場合には、先に到着した消防隊が必要な救命処置を行うことができます。そのため、市内全29消防署所の消防ポンプ車にAED（自動体外式除細動器）を配備し、運用を行っています（表3-1）。

急病などで119番通報される場合には、意識や呼吸の有無等の症状をできるだけ詳しく知らせてください。

	特定救急出動	
	出動件数	消防隊が応急処置を実施
25年	2,572件	810件 うち先着隊処置 406件

表3-1 特定救急出動件数

また、その他にも、安全管理を必要とする自動車専用道路上の救急現場や、道路狭隘地区・急傾斜地等で搬送困難な事案などにも消防隊が出動（支援救急出動）し、救急隊をサポートしています（表3-2）。

	支援救急出動件数
25年	811件

表3-2 支援救急出動件数



消防隊と救急隊の連携

2 救急隊の研修

● 救急隊員研修

神戸市では、救急隊員研修として昭和53年度から「救急隊員の行う応急処置等の基準」による救急I課程を実施し、平成3年度からは救急I課程修了者を対象に、高度な応急処置を学ぶ救急II課程を実施してきました。

さらに、平成9年度以降に採用した消防職員は、全員救急I課程と救急II課程を合わせた救急課程研修を修了しています。

また、救急救命士の免許を取得するためには約7ヶ月の救急救命士養成研修を修了した後、国家試験に合格しなければなりません。

さらに救急救命士免許取得後も日々進歩する医学的知識の習得及び技能向上のため、定期的に再教育を受けなければなりません。メディカルコントロール体制のもとで各救急救命士が2年間に128時間以上の再教育を受けることとしています。

神戸市では神戸市立医療センター中央市民病院、兵庫県災害医療センター及び神戸大学医学部附属病院の

協力を得て、表3-3のような救急救命士及び救急隊員の研修を実施しています。



救急技術研修会

研修項目	内 容	時間等
資格研修	救急課程 救急救命士養成研修 救急救命士就業前研修	救急隊員資格研修 救急救命士国家試験受験資格研修 就業前の病院実習
定期研修	救急巡回研修（※） 救急指導医研修（※） 救急症例研修（※） 救急技術研修会（※） 地域病院研修（※）	各署巡回による技術指導 救急指導医師による教養・技術指導 救命救急センター搬入症例の事後検討等 救急隊が想定訓練に参加 管轄病院での研修
再教育	救急救命士再教育研修（平成25・26年度）	神戸市立医療センター中央市民病院救命救急センター定期研修（上記※の研修）所属研修
学会等への参加	日本臨床救急医学会 近畿救急医学研究会 全国救急隊員ソポジウム その他の教養研修会（医師会主催）	1回/年 4回/年 1回/年 5回/年

表3-3 救急隊員の研修内容

● 救急救命士の養成

「救急救命士」は国家資格であり、受験資格として、救急現場で 2,000 時間または 5 年以上の経験実績が必要です。約 7 カ月間の研修を通じて、救急救命士として必要な知識と、救急救命士のみに認められる高度な救急救命処置の技術を身に付け、その後の国家試験に合格して初めて救急救命士となることができます。

神戸市では、救急救命士の 2 名乗車体制を維持していくために、「兵庫県救急救命士養成所」に毎年 10 名の職員を派遣し、養成を継続しています。

3 医療機関との連携

● 救急医療体制

神戸市では次の救急医療体制に基づいて業務を行っています。

(1) 初期救急医療

- ・かかりつけ医師・歯科医師
- ・神戸市医師会急病診療所（夜間・休日）
- ・神戸こども初期急病センター（夜間・休日）
- ・小児科休日急病診療所（休日）
- ・休日歯科診療所（休日）

(2) 二次救急医療（入院・手術を必要とするもので、救命救急を除く場合）

- ・病院群輪番制

神戸市内を 4 ブロックに区分し、その区域内の医療機関が休日・夜間の内科系、外科系の救急医療を輪番で担当します。その他に小児科、脳疾患、循環器疾患、整形外科、その他についても輪番制度が運営されています。

- ・救急告示医療機関
- ・市民病院群

神戸市立医療センター西市民病院、西神戸医療センターが毎日 24 時間体制で救急医療を担当しています。

(3) 三次救急医療（救命救急センター）

初期救急医療機関及び二次救急医療機関の後方病院として、心筋梗塞、脳卒中、頸椎損傷などの重篤な傷病者の医療を 24 時間確保するために、概ね人口

100 万人につき 1 カ所の割合で設置されており、神戸市では次の 2 病院が担当しています。

- ・神戸市立医療センター中央市民病院
- ・兵庫県災害医療センター

上記の救命救急センターの中でも、特に高度な診療機能を提供する医療機関として兵庫県災害医療センターが高度救命救急センターに指定されています。

また、救命救急センターに準じる医療機関として神戸大学医学部附属病院においても救命救急医療を担当しています。

4 市民救急の推進

● 市民救命士の養成

救命効果の一層の向上を図るためにには、傷病者の付近に居合わせた市民（バイスタンダー）の皆さんのが素早い応急手当が不可欠です。

消防局では、「あなたの愛する人を救うために」をテーマに各種講習会を実施しています（表 3-4、3-5）。



市民救命士講習修了証

種 別		内 容（講習時間）
市 民 救 命 士 講 習	救命入門コース	AED を含んだ心肺蘇生法（1.5h）
	普通救命コース I	AED を含んだ心肺蘇生法（3h）
	普通救命コース II	上記 I に試験を実施するコース※（4h）
	小児コース	小児・乳児への応急手当等（3h）
	ケガの手当コース	止血・包帯・副子固定法（2h）
	上級コース	上記コースの内容に加えて 体位管理及び搬送法の習得（8h）
救急インストラクター 講習		高度な応急手当と指導技法の習得 （24 h）

※ スポーツインストラクター、介護福祉士等、AED を使用する可能性の高い職業の方を対象

表 3-4 市民救命士講習等の内容

区分	平成5～24年度	平成25年度	合計
市民救命士 講習	486,866人	31,830人	518,696人
救急インストラクター 講習	5,548人	240人	5,788人
合計	492,414人	32,070人	524,484人

表3-5 市民救命士等の養成状況

● 自動体外式除細動器（AED：Automated External Defibrillator）の使用

心臓が止まるような重症の不整脈を生じた場合に正常に戻すために心臓に電気ショックを与える「除細動」は、早く行うほど救命の効果があることから、一般の人々もAEDを使用することができるようになりました。

平成17年4月からは市民救命士講習でAEDの取り扱いを含んだ普通救命コースⅠ／Ⅱ、上級コース及び救急インストラクターコースを実施し、AEDを取り扱える市民救命士を養成しています。



AED（自動体外式除細動器）

● 市民救命士による応急手当とAED活用の奏功事例～救命のリレー～

平成25年7月、マンション敷地にて剪定作業中の66歳男性が、突然心肺停止状態になりましたが、早期通報がなされるとともに心肺蘇生法が開始され、市民救命士が近くのまちかど救急ステーション（後述）のAEDを活用して電気ショックを行いました。

男性は、救急隊が到着後に、呼吸・脈拍とも回復し、病院搬送されて治療の後に社会復帰されました。

これは、適切な「救命のリレー」の結果、尊い命が

救われた好事例といえます（市民救命士とまちかど救急ステーションの奏功事例です）。

● まちかど救急ステーション

神戸市では平成17年4月に、「まちかど救急ステーション標章交付制度」を創設し、市民が街中で、不慮の事故や急病により呼吸・脈が停止する重篤な状態になった場合に、すぐ近くにある「まちかど救急ステーション」のAEDにより除細動（電気ショック）を行い、一人でも多くの命を救える体制を推進しています。

「まちかど救急ステーション」は、平成17年7月1日に第1回の標章交付式を行って以来順次増加し、神戸市内で1,880箇所（平成26年3月末現在）となりました。設置場所については消防局のホームページに掲載しています。

<http://www.city.kobe.lg.jp/safety/fire/ambulance/matiqp.html>

また、まちかど救急ステーションの設置場所を管制室のコンピューターに登録しており、119番受信時には地図上に表示されますので、AEDの設置場所を通報者に知らせています。また、設置事業者にも協力を求めるなど早期の除細動を実施できる体制を整えています。



まちかど救急ステーション標章

● F A S T（民間救急講習団体）

応急手当の一層の普及のためには、行政のみならず、地域に根ざした普及活動を定着させ、応急手当の輪を広げていく必要があります。

神戸市では、民間救急講習団体の普及のため、F A

S T (First Aid Support Team=地域における応急手当の普及の核となる事業所等)制度を設け、一定の要件を満たした事業所等が市民救命士講習を実施する場合に、消防職員等の立会いがなくとも修了証を発行できるようになりました。これにより、市民救命士講習を身近で受講できる機会を増やし、地域とともに安全・安心なまちづくりを推進しています。

この民間救急講習団体は、順次増加し70団体(平成26年3月末現在)となりました。団体名については消防局のホームページに掲載しています。

● 市民が備える救急医療情報の普及

(1) 安心カード

神戸市では、高齢者の救急対策の一つとして、昭和59年から「安心カード」を配付しています。

「安心カード」はいざという時のために名前、緊急連絡先、かかりつけ医療機関などを記入しておくもので、各消防署で希望者全員に配付していますが、特に次の方には携帯していただくようお勧めしています。

- ・心臓病、高血圧症、糖尿病等の持病がある方
- ・65歳以上の人一人暮らしの方
- ・寝たきり等、身体の不自由な方



安心カード

カード様式は、消防局ホームページからダウンロードすることも可能です。

(<http://www.city.kobe.lg.jp/safety/fire/ambulance/anshin.html>)

(2) 安心シート

家庭内でのケガや病気で救急車を要請した際に、駆けつけた救急隊にご自身の情報を提供するツールとして平成23年6月から「安心シート」を配布しています。

「安心シート」は、名前や持病、緊急連絡先やかかりつけ医療機関などを記入する用紙と、「安心シート」の設置を救急隊に知らせるための玄関に貼る「表示マーク」で構成されています。

「安心シート」は希望者全員に各消防署で配付するとともに、消防局ホームページでも提供しています

(http://www.city.kobe.lg.jp/safety/fire/ambulance/anshin_seat.html)。

また、神戸市内で配布されているタウンページ内「くらしのダイヤル」にもシート様式を掲載しています。



安心シート

● 自主救護の推進

多数の観客を収容する施設等で災害が発生し、パニック状態に陥れば、一度に多数のケガ人や病人が発生する危険性があります。

このため神戸市では、イベントの主催者に対して、救急事故等の防止、事故発生時の迅速的確な119番通報、傷病者搬送動線の確保、救急車の誘導要領、救護所の設置とAEDの配置、及び応急手当等の実施について予め計画をたてるという自主救護体制づくりを指導しています。

● 患者等搬送事業者の指導

高齢化社会の進展、在宅ケア患者の増加等に伴い、傷病者や身体の不自由な方等が、病院の入退院や社会福祉施設への送迎用に、寝台車等を利用するケースが増加しています。

このため、平成2年5月、神戸市では「神戸市患者等搬送事業指導要綱」を制定し、この指導要綱に基づいて一定の構造と設備を満たす患者等搬送用自動車を有し、かつ応急手当技術を持つ乗務員を乗車させる体制にある神戸市内の10事業者に、患者等搬送事業者認定証と同認定マークを交付しています。

平成18年12月には、ストレッチャーを装備する自動車に加え、車椅子のみを固定できる自動車についても認定できるよう要綱を改正しました。また、応急手当技術を持つ乗務員を養成するため、乗務員適任証取得講習や補充講習、及び定期講習を実施しています。



患者等搬送用自動車
認定マーク

5 大災害時の市民、医療機関、民間団体との協力体制

阪神・淡路大震災の教訓を生かし、次の協力体制を構築しています。

● 神戸市民救急ボランティア組織

平成8年11月、神戸市民救急ボランティア組織が結成されました。この組織は救急インストラクターの有志の集まりで、大災害が発生した場合には傷病者の救護を率先して行い、また、平常時には応急手当普及啓発活動などを実施しています。

消防局では、教育委員会と連携して、平成13年度から神戸市内の市立中学校で「総合的な学習の時間」の中に「命の大切さ」を学ぶカリキュラムを作成し、その中に市民救命士講習を導入しました。この講習の主な指導者は神戸市民救急ボランティアの皆さんで、平成25年度は50校で市民救命士講習の指導にあたっています。

その他には、各種防災訓練、消防出初式、各消防署単位による支部活動での応急手当普及啓発活動などにも参加いただいています。



救急ボランティアによる講習会

● 大規模災害時の医師派遣協定

阪神・淡路大震災後、大規模災害発生時の救急業務をより円滑に実施するため、大規模災害が発生した場合に、医師が消防局管制室に参集して救急隊に対する指導・助言や医療機関との連絡調整を行うことを取り決めており、平成20年10月に神戸市医師会との間に「大規模災害等発生時における医師派遣業務に関する協定書」を締結しました。

● 患者等搬送事業者との搬送協定

平成8年3月、大規模災害時の傷病者搬送を円滑に行うため、患者等搬送事業者と「大規模災害等発生時における傷病者の搬送業務に関する協定」を締結しました。これにより大規模災害時の搬送体制が強化されました。

● 大規模災害時の救急医薬品等の調達に関する協定

平成9年9月に、大規模災害で多数の傷病者が発生した場合に救急隊が使用する救急医薬品、救急資器材等を円滑かつ迅速に調達できるように、救急医薬品等関係団体と緊急調達に関する協定を締結しました。

6 救急需要対策

● 救急車の適正利用

質・量ともに増加する救急需要に対してどのような取り組みが必要なのかを検討するため、平成16年に神戸市救急需要対策懇話会を設置しました。

この懇話会から提出された「救急需要増大に対する取り組みへの提言」を受け、市民の皆様に緊急性のない場合やタクシーがわりの利用等は慎んでいただき、救急車の適正利用をお願いするためのポスター等を作成し、関係機関の協力を得て掲示しています。



救急需要対策ポスター

また、転院搬送ガイドライン、高齢者福祉施設における救急要請ガイドラインの導入、患者等搬送事業者への側面支援なども実施しています。今後も様々な観点から、増加する救急需要への取り組みを継続して実施していきます。

● 日常生活に関わる事故の予防対策

『日常生活に関わる事故』とは、主に家庭を中心として、日常生活を営む中で誰にでも起こりうる生活に密着した事故をいいます。例えば、風呂場で滑って転倒した、食事中に餅を喉に詰めた、幼児が椅子から転落したなどの事故です。

日常生活に関わる事故の救急搬送人員数は、平成 25 年中で約 1 万人にも達し、事故による年間救急搬送人員数の過半数を占めています。これらの事故は実は同じような原因で発生していたり、少しの注意や身の回りのものを整理するだけで避けられるものが数多くあります。

神戸市消防局では、救急隊・救助隊等が日常生活に関わる事故に出動して得られた情報をもとに、事故の原因となる情報の収集・分析・調査を行っています。

そこから得られた事故の発生傾向や特徴、注意点な

どの情報を市民の皆様に発信することにより、簡単に防ぐことができる事故を未然に防止し、事故件数自体を減らす取り組みを進めています。

● こんなときはすぐ119番を！～救急ガイド～

重大な病気やけがの可能性があり、救急車を呼ぶべき症状について示した「救急ガイド」を作成してホームページで公開しています。すぐに救急車を呼ぶべきかどうかの判断の参考にしてください。

◆インターネットで検索

<http://www.city.kobe.lg.jp/safety/fire/ambulance/kyuukyuuguide.html>

選択肢に従って進んでください

急病人・けが人は？



① おとな



② 子ども
(15歳未満)



「救急ガイド」の操作画面

7 救助体制の充実

神戸市消防局の救助隊は昭和 43 年 5 月に発隊し、その後、徐々に装備の充実を図りながら数多くの救助活動を実施してきました。当時の救助体制は神戸市独自のものであり、全国的な基準は定められていませんでした。

発足から 18 年後の昭和 61 年に消防法の改正が行われ、全国の消防本部に救助隊の設置が義務付けられました。また、消防法の改正を受け、「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」(昭和 61 年省令第 22 号)が定められ、全国的に統一した救助体制の基準が整

備されました。この基準を受けて神戸市も救助資器材の整備を行うなど、救助体制のさらなる充実を図ってきました。

神戸の街は市街地、港湾地域、六甲山系、田園地帯と変化に富んでいることから、発生する災害も交通事故、港での水難事故、山岳での転落事故のほか、都市型災害であるビル事故や、更には特殊災害等の発生もみられます。

近年、社会構造等の変化により、災害はますます複雑多様化する傾向にあり、市民の消防救助に対する期待も時代の経過とともに大きくなっています。

のことから、大規模災害や特殊災害に対する救助体制を、更に充実強化していく必要があります。

● 救助体制の強化

救助隊は、市内10消防署に特別高度救助隊(スーパーイーグルこうべ)、専任救助隊、署救助隊の11隊を配置しています。

特別高度救助隊(スーパーイーグルこうべ)は、平成18年4月に中央消防署で発隊しました。それまでの第2方面専任救助隊にクレーン付のII型救助工作車と電磁波探査装置等の高度救助資機材を整備し、専任救助隊員を経験しきつ高度な知識・技術を有する隊員で編成されています。

その後、水上消防署への配置替えを経て、現在は再び中央消防署に配置しています。

専任救助隊は、昭和43年に1隊が初配置されてから、昭和44年、昭和45年、平成5年、更には平成12年にそれぞれ1隊ずつ増隊しました。現在では灘、中央(特別高度救助隊と兼務)、北、長田、垂水消防署の5署に各方面救助隊として配置しています。



流水救助訓練

署救助隊は、昭和61年の省令基準の制定等を受け、専任救助隊配置署以外の全署に配置となりました。さらに、平成15年には北神地域の救助体制の強化のために、北消防署北神分署の開設に合わせて配置し、現在は合計6隊を配置しています。

● 救助隊員の育成

救助隊が災害現場で活動する場合には、どのような環境下であっても、救助を必要とする人を安全・確実・迅速に救出することを任務としているため、救助隊員には、専門的な知識や高度な技術に加えて、不撓不屈の精神力及び体力、さらには強固なチームワークが要求されます。

のことから、神戸市では救助隊員を育成するための専科教育として、国の基準に基づいた救助科を消防学校で実施し、救助隊員に必要な各種災害に対応する専門知識及び救助技術を習得させるとともに精神力の向上を図っています。

また、平成20年度から特別高度救助隊に必要な高度な救助技術及び知識を習得するとともに、市外・国外で発生した大規模災害の派遣に際して迅速かつ的確に対応できる救助能力の習得を目的として特別高度救助課程を実施しています。

一方、第一線で活動している救助隊員には、各種災害に対応し、能力向上を図るために消防救助隊教育訓練の要領を定めて、①基礎訓練(4月～5月) ②強化訓練(6月～7月) ③応用訓練(8月～3月)と1年を通じて計画的に訓練を実施しています。

また、救助隊は様々な環境のもと、特殊な救助資機材を活用して現場活動を実施することから、各種専門的資格を取得させて精鋭部隊の育成に努めています。



ウォーターカッターを使用した訓練

- 主な訓練
 - ・各災害想定訓練(交通事故・山岳救助・潜水・その他)
 - ・国際消防救助隊兵庫県下合同訓練
 - ・3機関（消防・警察・海上保安庁）合同潜水訓練
- 主な研修
 - ・救助科、高度救助コース、NBC特別高度救助コース（実施：消防大学校）
 - ・潜水技術研修（実施：独立行政法人海洋開発機構）
 - ・山岳遭難救助研修（実施：文部科学省）
 - ・急流救助研修
- 主な免許・資格
 - ・移動式小型クレーン運転、玉掛け技能資格
 - ・2級小型船舶操縦士資格
 - ・潜水士資格
 - ・酸素欠乏作業主任者資格講習受講
 - ・ガス溶断技能講習受講
- その他
 - ・消防救助技術近畿地区指導会
 - ・全国消防救助技術大会

● 救助機器の導入整備

救助活動を安全かつ迅速に行うためには、隊員の資質向上と併せて近代的な救助資機材の導入が不可欠です。神戸市では、複雑多様化する災害に対応するために、国が示す省令基準により救助資機材の更新を計画的に進め、装備の近代化、高度化を図っています。

- 省令基準の主な装備品
 - ・大型油圧救助器具
 - ・マット型空気ジャッキ
 - ・空気式切断機
- 緊急消防援助隊関係の装備品
 - ・地中音響探知機
 - ・熱画像直視装置
 - ・夜間用暗視装置
 - ・画像探索機Ⅰ、Ⅱ型
- 特別高度救助隊（スーパーイーグルこうべ）の特別装備品
 - ・電磁波探査装置
 - ・二酸化炭素探査装置
 - ・地震警報器

● 救助活動の品質向上

各方面専任救助隊は、それぞれが異なる分野の災害

を担当し、担当災害についての研究を行っています。

その成果を災害別活動マニュアルとしてまとめるとともに、救助隊教育訓練を通じ自らが担当する専門災害について、各救助隊に対する教育・指導を行っています。

また、救助活動の品質向上を目的として、災害現場において救助活動を実施した場合、「救助活動評価票」を用いて、自隊の活動について隊員全員で事後検証を行い、検証結果を以後の活動に活かすなど、災害対応能力の向上を図っています。

神戸市では、県下の各消防本部との合同訓練の実施や、独立行政法人国際協力機構（JICA）が受け入れている外国の消防防災研修生に対して、神戸市がもつノウハウをもとに山岳救助技術の実技指導を行っています。

- JICA研修生の山岳指導
- 災害派遣医療チーム（DMAT）研修の指導
- 国際緊急援助隊（JDR）研修の指導



災害派遣医療チーム（DMAT）との訓練

● 市境、国境を越えての活動

国内で大規模災害が発生した場合、災害が発生した市町村のみでは対応が困難なことがあるため、各市町村間で相互に応援する体制を整えています。これには隣接市町村間で締結される隣接応援協定や、都道府県単位で締結される広域応援協定などがあります。

また、全国規模の応援体制としては、消防組織法により緊急消防援助隊の制度が定められています。神戸市においても、指揮隊、消火隊、救急隊とともに、救助隊を4隊登録し派遣体制を整えるとともに、必要な資機材を整備しています。

さらに、国外で大規模な災害が発生した場合には、「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」（昭和62年法律第

93号)に定められた国際緊急救援隊の組織の一つとして国際消防救助隊が結成されます。

国際消防救助隊は全国で77消防本部599名が登録されており、神戸市では11名を登録して即応体制を整えています。

消防の行う人命救助の理念は世界共通であり、いつ発生するかわからない災害に対し、今後も「国際都市神戸」の名に恥じないよう、万全の体制を確保していきます。

○ 国内への出動

- ・台風23号による豊岡市水害(平成16年)
- ・JR福知山線列車脱線事故(平成17年)
- ・東日本大震災(平成23年)

○ 海外への出動

- ・バングラデシュのサイクロン災害(平成3年)
- ・トルコ共和国の地震災害(平成11年)



海外での活動状況（トルコ共和国）

第4章

市民と共に築く安全な暮らし

1 防災福祉コミュニティ

阪神・淡路大震災から20年を迎えようとしています。

震災は、神戸に未曾有の被害をもたらしましたが、震災で得た大きな教訓に、普段からの助け合いがいざというときに大きな力を発揮したことがあげられます。日頃からコミュニティ活動が活発なところは、地域の皆さんのが協力して消火活動や救助活動にあたり多くの生命を救出したり、被害を少なくしました。

神戸市が平成7年度から取り組んでいる防災福祉コミュニティ事業は、この震災の教訓を踏まえ、市民の災害活動力をより組織的で効果的なものにするため、市民のコミュニティ活動を育成・活性化して安全で安心なまちづくりを推進しようとするものです。

防災福祉コミュニティとは、市民・事業者・市が協働して、安全で安心して暮らせるまちづくりを目指し、日常の地域福祉等のコミュニティ活動で育まれた住民相互の助け合いのきずなを、災害等発生時には、初期消火、救出救護、災害時要援護者への支援を含む避難活動などの災害活動に有効に活かせるよう、普段から福祉活動、防災活動等に積極的に取り組んでいる組織のことです。

防災福祉コミュニティは、概ね小学校区単位で、市内すべての地域（191地区）で結成されています。

● 市の支援施策

(1) 活動経費の一部助成

地域特性に応じた活動を推進するため、防災福祉コミュニティの運営経費や防災訓練等の活動経費の一部を助成し、活性化を図ります。

(2) 消防係員地区担当制

平成19年4月から、各消防係員がそれぞれの地域を

担当することにより、地域の皆さんと顔の見える関係を築き、地域の状況に応じた活動メニューの提示や各種相談対応など地域に根付いた支援を実施しています。



防災福祉コミュニティ訓練風景

(3) 市民防災リーダーの養成

災害時に、消防などの公的機関が現場に到着し災害活動を開始するまでの間、地域の先頭に立って近隣住民と力を合わせ、可能な範囲で消火活動や救助活動等を自主的に行うとともに、平常時には、防災訓練、防災相談窓口としての役割を担う人材を育成しています。

また、東日本大震災の教訓から、津波の防災教育が出来る市民防災リーダーを育成し、そのリーダーが地域の防災訓練時などに津波からの避難の重要性を市民に訴えていくことで、南海トラフ巨大地震の津波対策を進めています。

(4) はちどりネット“防災協力事業所”制度

あらかじめ登録した住民や事業所（災害連絡員）に対して災害発生を伝える連絡網を整備し、身近で事故等が発生した場合には、登録された事業所（防災協力事業所）は、自分たちのできる範囲で自主的に防災活動を行なっていただくという仕組みです。

各消防署ごとに登録いただいている防災協力事業所は、平成25年3月31日現在で580団体です。

防災協力の例としては、次のものが挙げられます。

- ・建設業者 : 所有する重機による救助活動
- ・食料品店 : 飲料水の提供
- ・事務所 : 人や車両の提供



「防災協力事業所」マークの例(長田消防署)



はちどりネット訓練風景

(5) 防災福祉コミュニティの世界発信事業

JICA関西が実施する防災関連研修や視察研修などの機会を通じて、防災福祉コミュニティ（通称：BOKOMI）の活動事例や精神を国内外に広く伝えることで、震災の経験と教訓の継承、発信を行っています。また、諸外国へ職員を派遣してBOKOMIの世界発信も実施しています。平成22年度には、インドネシアのジョグジャカルタで海外初のBOKOMIが結成され、現地の地域防災力の向上に貢献しています。



インドネシアでのBOKOMI訓練の様子

● 防災福祉コミュニティ事業の更なる推進のために

まもなく阪神・淡路大震災後20年を迎えることから、これまでの19年を検証し、防災福祉コミュニティが大規模災害時により積極的かつ組織的な防災活動を実施できるよう、学識経験者や防災福祉コミュニティ関係者を委員として、平成25年3月から12月にかけて「防災福祉コミュニティ事業の推進に関する検討会」を開催しました。

検討会では、事前に防災福祉コミュニティに対して

行った、活動実態や防災意識等についてのアンケート調査を基に議論を重ねました。

その結果、地域の実情に応じた防災活動を行い、地域防災力の更なる向上と活性化を図るため、神戸市では、特に次の取り組みを進めていくこととなりました。

- ① 防災福祉コミュニティを対象に「防災マネジメント研修」を実施し、災害時などに組織内をまとめる統括防災リーダーを養成する。
- ② 災害時の初動対応マニュアルとなる「地域おたけがガイド」を地域の方々とともに作成する。
- ③ 大学のボランティアグループや防災に関する専門的知識を有する団体などを登録する「BOKO MI サポーター制度」を創設し、新たな視点を取り入れた防災訓練等を行う。
- ④ 「防災資機材助成制度」を創設し、老朽化した資機材などの整備更新を行う。

2 防災教育の支援

消防局では、学校や地域と連携し、子ども達への防災教育を支援しています。子どもに震災の教訓や命の大切さを伝え、また学校・家庭・地域が一体となって地域防災力の向上を図ることを目的とした「BOKO MIスクールガイド～防災教育支援ガイドブック」を教育委員会、NPO法人と合同で作成し、市内すべての防災福祉コミュニティに配付しました。

このガイドブックを共有ツールとして、地域、保護者、子どもが一緒に防災について学ぶことができ、また地域活動へ参加する機会を提供できるようになりました。



地域による防災教育の実施

3 住宅防火

● 住宅火災から命を守る

住宅火災による死者の発生を防止するためには、火災を早く発見し、早く消火することが大切です。

神戸市では住宅防火対策を推進するため、住宅用火災警報器、住宅用消火器、防炎性能を有する布団や衣類など住宅向け防災機器等の普及促進を図っています。

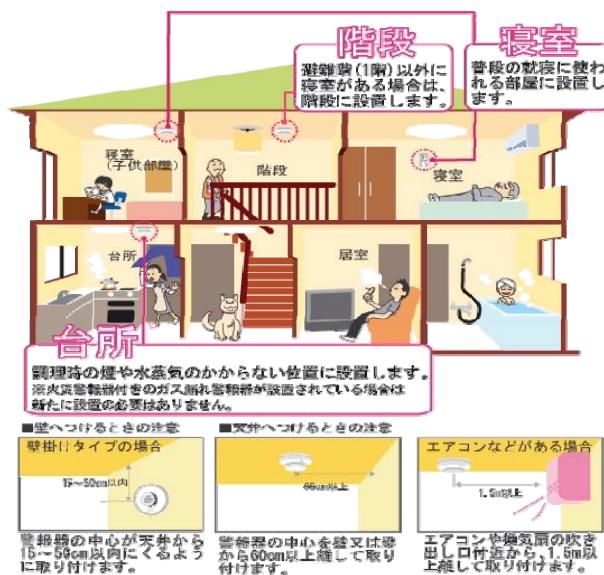
● 住宅用火災警報器の設置義務化

住宅火災による死者を減らすことを目的として消防法が改正され、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。



住宅用火災警報器キャラクター
“しらすちゃん”

設置場所は寝室と台所、また上階に寝室がある場合は階段室にも必要です。



住宅用火災警報器の設置場所

● 住宅用火災警報器の効果

法令によりすべての住宅に設置が義務化された住宅用火災警報器ですが、設置済みの住宅で発生した火災と、未設置の住宅で発生した火災とでは、焼損面積と損害額に大きな差があることがわかりました。住宅火

災1件あたりの平均損害額を比較したところ、設置ありの場合の損害が、設置なしの場合の損害のおよそ3分の1でした（表4-1）。

のことからも、火災を早期に発見し、火災による被害を少しでも軽減するためには、住宅用火災警報器の設置が不可欠であるといえます。未設置のご家庭は早急に設置して頂くようお願いします。

設置状況	件数	火災1件当たり	
		焼損面積	損害額
設置あり	552件	8m ²	1,019千円
設置なし	419件	21m ²	2,907千円

※住宅火災のうち、共同住宅の共有部分で発生した火災及び設置の有無が不明であったものは除く。

表4-1 住宅用火災警報器の効果（平成21～25年）

● 消火用具を備えましょう

私たちの生活で最も身近な消火用具といえば消火器です。ご家庭に備える場合は、住宅用の強化液タイプの消火器が適しています。蓄圧式であるため破裂する恐れがありません。また消火薬剤が液体なので、冷却効果があるとともに噴射した際にも視界を妨げることもありません。このような特長から、天ぷら油火災にも最適です。お年寄りや体力に自信がない方で、消火器を扱うことが困難な方には、小型・軽量で取扱いが簡単なエアゾール式簡易消火具をお勧めします。

● 住まいを守る住宅向け防災機器

日頃から防火を心がけていても、火災はちょっとした油断から発生します。もしもの時に備えて、住宅用火災警報器や住宅用消火器と併せて、下記の住宅向け防災機器を備えておくと安心です。

(1) 住宅用スプリンクラー

スプリンクラーのヘッドが火災の炎（熱）を感じし、自動的に散水・消火します。

(2) 感震ブレーカー

一定規模の地震が生じると自動的に電気の供給を遮断します。地震後、復電したときの漏電などの原因による火災の発生を防止します。

(3) 防炎品

火がつきにくく、炎も燃え広がりません。エプロン、カーテン、布団、車両カバーなどは防炎品を使用すると安心です。

4 ほっとな安心とどけます

● 目指しますマルチ広報

(1) リスナーにとどけ … ダイヤル119放送

毎週月曜日10時30分から約3分間、番組名「ダイヤル119」（ラジオ関西558kHz）を放送しています。

放送内容は、市民の皆さんに結びつくホットなニュースとして、火災や救急事故等の情報、集中豪雨や台風時の心構え、防火講習会や防災のつどいのお知らせ等、多種多彩な内容でお送りしています。

(2) 安全安心情報の提供

市民の皆さんに「火災予防」を身近に感じていたただけるよう、情報の提供と掲載に努めています。

- ・市政記者クラブへの情報提供
- ・“広報紙KOB E”に安全情報の掲載
- ・“生活あんぜん・あんしん情報誌「雪」”への掲載

(3) 神戸消防のホームページ活用

神戸市消防局では、インターネット上に開設された神戸市のホームページ内に、消防に関するページを作成しています。

このホームページからも、“安全”や“安心”情報等を、画像や動画を交えながら提供するとともに、各種のイベント情報や統計資料、資格取得講習会の案内を発信しています。

● 市民に親しまれる広報

消防局の活動が市民の皆さんに親しまれるように、また、より深くご理解いただけるよう、いろいろな角度から広報活動を展開しています。

(1) 様々な広報行事の実施

防火・防災の知識を普及させるため、次の通り火災予防運動等を行い、期間中には広報訓練・講習・各種イベントを集中的に実施しています。

- ・文化財防火デー（1月26日）

- ・春の火災予防運動（3月1日～3月7日）
- ・山火事防止運動（3月1日～3月31日）
- ・秋の火災予防運動（11月9日～11月15日）



秋の火災予防運動（広報訓練風景）

（2）防災啓発パンフレットの作成と配付

安全で安心して暮らせるまちづくりのために役立つ知識をわかりやすいパンフレット形式でお伝えしています。

- ・防災福祉コミュニティ啓発パンフレット
- ・家庭用、児童用、事業所用パンフレット

（3）神戸消防を知っていただくための広報

小学生を対象に、パンフレットやビデオなどで神戸消防をわかりやすく紹介しています。

- ・こうべしようぼう（パンフレット）
- ・教えてウーカン（防災啓発及び紹介ビデオ）

（4）防火、防災ビデオ・DVDの貸し出し

震災時のパネルを作成し、他の自治体などに貸し出し、地震の教訓を風化させないようにしています。

また、防火や防災に関するビデオやDVDを市民、事業所、学校などに貸し出しています。

《タイトル例》

- ・桃太郎の火あそびやめよう！火の用心（児童向け）
- ・火災から命を守る8つのポイント（家庭向け）

（5）住宅防火広報用ビデオによる広報

～ウム！こんなところに落とし穴～

火災予防において重要な課題である住宅火災。その予防対策の一環として、神戸市消防局で作成した広報用ビデオでは、住宅火災で特に多い火災原因とその予防策を紹介しています。

（6）児童、生徒に防災啓発

防火や防災について考えていただくひとつの機会

として、毎年、防災啓発作品（ポスターと作文）を市内の中学生の皆さんから募集しています。

応募数

平成24年度；合計4,132点
平成25年度；合計4,221点

- ・優秀な作品を表彰（神戸市長賞・神戸市消防長賞など）し、各消防署単位で作品展を催しています。
- ・入選作品185点のポスターと優秀作文2点を掲載したカレンダーを作成するとともにホームページに掲載しています。



防災啓発作品集カレンダー

（7）出前トーク

防火・防災について市民の皆さんによりよく知つていただき、理解を深めていただけるよう、平成12年度から神戸市が行っている「出前トーク」を、消防局でも実施しています。

これは、防火・防災、救急などに関するテーマで市民から依頼があれば、消防職員が直接地域に説明に出向くとともに、質疑応答や意見交換を通して、防火・防災についてともに考えようというものです。

《消防に関するテーマ》

- ・119番！！管制室ってこんなとこ

～119番の現状～

- ・地域でできる防災活動レシピ集

～世代を超えた幅広い防災活動メニューをご紹介～

- ・火災予防の基礎知識

～こんなところに落とし穴～

- ・消防団 あなたのまちを守ります！

～地域で活躍する4,000人～

- ・救急隊の活動

～救急車の利用法～

- ・市民救命士の役割
～大切な命のために～
- ・住宅火災を防ごう
～火災による死者ゼロをめざして～
- ・家庭内事故予防
～転ばぬ先のひと工夫～
- ・航空隊の活動
～空の消防・救助・救急隊！～

5 市民の皆さんとともに

● 市民防災の推進

(1) 防災訓練の実施

市民防災の日（1月17日）
防災福祉コミュニティ等の自主防災組織を中心に訓練を実施しています。

また、「神戸市民の安全の推進に関する条例」の施行により、安心して暮らせる安全なまちづくりを進めています。

(2) 地域防災シンポジウム〔防災功労者(団体)表彰式〕の実施

神戸市では、「神戸市の安全で安心なまちづくり」に実績を上げられた個人・団体を防災功労者として表彰しています。

平成25年度は12団体と20人の方が受賞されました。
また、表彰と併せて、防災に関する啓発を目的とした基調講演を行っています。

● 事業所のリーダーの育成

事業所における火災予防や消防用設備等の維持管理、災害発生時の被害を最小限に阻止するための知識や技能習得のための講習会を行っています。

● トライやる・ウィークへの協力

消防署等では、各署の特性や地域性を活かした学習計画をたて、市内の中学2年生を対象に受け入れています。

受け入れの期間中、生徒には消防職員の日常業務である災害への取り組みや訓練等を通じて、消防の仕事

や社会での役割を理解してもらい、自分が「どのように社会で生きていくか」を考える一助となるよう協力しています。

● グリーンパトロールの活動

グリーンパトロール制度は、神戸市民にとってかけがえのない緑の山を守るために昭和47年に発足しました（委員は200名で神戸市長が委嘱 任期2年）。

このグリーンパトロール員は自主的な登山活動のかたわら、登山者に対し火の使用・木の愛護・山のマナー等について指導し、正しい知識を市民に広く知らせる活動をしています（平成24年度で21期目 延べ委嘱数4,194名）。

特に山火事防止運動期間中には、消防職員・消防団員と協力して市内登山道等において広報警戒パトロールを実施しています。

● 婦人防災安全委員の活動

昭和47年に、コミュニティ防災意識啓発の核として、災害に対する自主的な防災意識の高揚と、家庭における防災安全体制づくりを目的に発足しました（委員は300名で消防局長が委嘱 任期2年）。



婦人防災安全委員研修風景

委員の方には地域の防災リーダーとして活動している方たちです（平成25年度で22期目 延べ委嘱数6,600名）。

● みんなでつくろう放火されないまち

(1) 昨年の放火の状況

平成25年中に発生した火災573件のうち、放火及び放火の疑い（以下「放火」という）が原因の火災は157件でした。

放火による火災は、神戸市では昭和58年以降連続して出火原因の第1位となっており、火災総件数に占める放火の割合は、毎年全国平均よりも1割から2割ほど高い水準で推移しています（表4-2）。

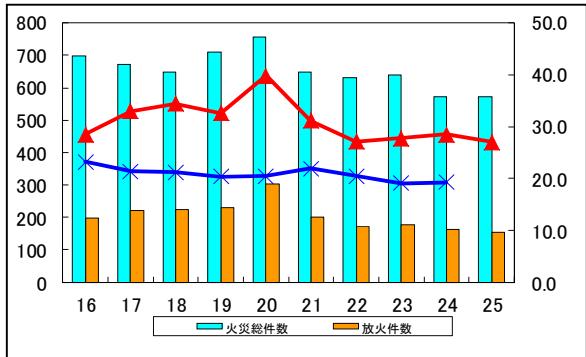


表4-2 放火発生件数と全体に占める割合

（2）放火マップの公開

神戸市では、放火に対する予防啓発の一環として、全市の放火発生地点を示した「放火マップ」を作成し、神戸市のホームページに公開しています。放火マップを公開することで、放火が発生している地域の住民の方々に対する注意喚起を行っています。視覚的に発生状況を把握することができ、身近な地域で発生している放火に対して注意を払うことができます。

（<http://www.city.kobe.lg.jp/safety/fire/information/houka.html>）

（3）放火火災防止推進重点地区の指定

神戸市では、特定の地域において放火が多発した場合等に、その地域を「放火火災防止推進重点地区」に指定することができます。指定を受けた地域では、放火抑止のための集中的な警戒パトロールや、地域と連携した予防啓発活動等が行われます。

平成23年には西区の一部の地域において指定がありました、平成24・25年は放火火災防止推進重点地区の指定はありませんでした。

6 同じ火災を繰り返さないために

● 未来の火災を消火する

消防では、火災から人命と財産の保護を図ることを目的として、火災の原因と損害の調査を行っています。

火災調査は、消防法によって定められた、消防の主たる責務の一つです。

（1）火災調査結果の活用

火災調査の結果から得られる情報は、類似火災の再発防止、延焼拡大等の防止、死傷者の発生防止、防火管理状況の改善指導、統計情報等、あらゆる火災予防のために活用されます。

情報は、主に神戸市のホームページや報道機関、また、消防が発行する情報誌等を通じて市民の方々に発信していきます。

（2）電気火災を減少させる取り組み

電気は日常生活で欠くことのできないエネルギーとして社会に浸透し、高性能で小型化された電化製品が続々と商品化され、私たちの生活を豊かにしています。

一方、電気火災は、平成24年が57件、平成25年が52件とほぼ横ばいで推移しており、火災件数の約10%を占めています。

それを踏まえて、神戸市では「電気火災を減少させる」取り組みを次のとおり行っています。

- ① メーカーに対する改善指導の強化
- ② 総務省消防庁、NITE(独) 製品評価技術基盤機構などの関係機関と情報共有
- ③ 地域住民に対する普及啓発活動

今年度各消防署に配布した「電気火災実験セット」を活用して、地域住民の方に「見て」・「触れて」体感してもらうことで「電気火災の怖さ」を理解して頂く活動を実施しています。



電気火災実験セットの活用風景

- ④ タイムリーな情報をお茶の間に提供

わかりやすい内容で記者資料を提供するととも

に、火災の再現動画をホームページに公開しています。

(3) 火災原因調査の技術力の更なる向上

消防局は火災調査の技術の更なる向上と人材育成のため以下の対策を行っています。

① 火災調査エキスパート認定制度

火災調査について豊富な知識・技術・経験・指導力等を有する熟練者の認定を行っており、平成25年度現在、5人の職員が認定されています。

② 火災調査課程

平成25年度は、火災調査のリーダーの育成を目的として消防学校の専科研修の「火災調査課程指導者育成コース」を実施しました

③ 兵庫県下消防長会火災調査研究会

神戸市消防局が事務局となって、県下消防本部が調査結果の活用事例を紹介し、情報共有を図る研究会を毎年実施しています。

平成25年度は8月27日に神戸学院大学ポートアイランドキャンパスにおいて神戸学院大学と共に開催しました。

④ 消防防災科学技術賞に応募

消防防災科学技術の高度化と消防防災活動の活性化に寄与することを目的として、優秀な消防防災機器等の開発・改良、消防防災科学に関する論文及び原因調査事例報告を総務省消防庁長官が表彰する制度に応募しています。

平成25年度は原因調査事例報告部門で2編受賞しました。

により、速やかな救護を行うためのシステム。

・FAX119、Web119

ファックスや、携帯電話のインターネット機能を利用して通報を行うシステム。

7 高齢者、障がい者の安全・安心のために

消防局では、すべての市民が地域社会の中で安心して暮らせるよう、様々な施策を展開しています。

特に、ひとり暮らしのお年寄り、生命にかかわるような持病のある方、身体障がい者等の市民の方々に対して、次のような安全・安心の確保のための施策を取り組んでいます。

・ケアライン119

通報時に、近隣協力者の駆けつけと救急隊の出動

第 5 章

災害に強い都市をめざして

1 自主防火・防災体制の推進

● 防火対象物点検報告制度の推進

平成13年9月に発生した新宿区歌舞伎町ビル火災を受けて、火災危険度が高い一定の規模・用途等の防火対象物について、建物の防火管理状況の点検をおこなう「防火対象物定期点検報告制度」が平成15年10月1日から施行されています。

これにより、建物の所有者や管理者など、管理について権原を有する人が、階段や廊下などの避難に使用する施設や消防訓練の実施状況など日頃の防火管理体制について、防火管理業務全般の専門的知識を有する「防火対象物点検資格者」に点検を定期に実施させ、その結果を消防機関に報告することとされました。

対象は、防火管理者の選任義務がある対象物のうち以下のものです。

- ① 不特定多数の人が出入りするもので、収容人員が300人以上のもの。
- ② 地階や3階以上の階に、不特定多数の人が出入りする用途があり、かつ、それらの部分から地上に直通する階段がひとつだけ（屋内階段に限る）のもの。点検の結果、防火対象物が点検基準に適合する場合は「防火基準点検済証」を表示することができます。

また、一定期間消防法令を遵守している防火管理上優良な防火対象物にあっては、申請に基づく消防機関の検査により、点検報告が免除される特例認定を受けることができます。

この認定を受けた場合は「防火優良認定証」を表示することができます。

● ホテル・旅館に対する表示制度の導入

平成24年5月に発生した福山市のホテル火災を教訓として、総務省消防庁に検討部会が設置され、消防法令に加えて建築基準法令の順守状況についても消防機関が確認し、安全情報を提供していた「適マーク制度」を再評価すべきとの報告がなされました。

これを契機に、ホテル・旅館の防火上の安全情報の提供を目的として、消防法令、建築基準法令が順守されているものに対する表示制度が創設され、神戸市においても平成26年4月から運用開始しています。

基準に適合している場合、表示マーク（銀）（有効期間1年）を、3年間継続して基準に適合している場合は表示マーク（金）（有効期間3年）を掲出することができます。

表示マークの運用によって、ホテル・旅館関係者の自発的な法令順守、安全性向上への取り組みが活性化されることが期待されています。



表示マーク（銀）



表示マーク（金）

● 統括防火・防災管理者の責任・権限強化

平成26年4月から、管理権原が分かれた建物のうち一定のものについて、統括防火・防災管理者を選任し届け出ること、統括防火・防災管理者により全体の消防計画を作成し届け出ること、建物全体の訓練を実施することが義務付けられました。

また、統括防火・防災管理者には各テナントの防火・防災管理者に対する指示権が付与され、さらなる自主防火・防災管理体制の強化が図られました。

● 事業所における取り組み

神戸市では、事業所内の危険情報をまとめたF D（ファイヤーディフェンス）カードを、各事業所に備え付けておく取り組みを推進しています。

F Dカードとは、災害時に考えられるすべての危険とその対応方法を事前に把握して書面に取りまとめたもので、日ごろから従業員に周知するとともに、災害発生時には危険情報を消防隊に速やかに提供するため活用されています。

これにより、火災等の災害を未然に防止し、災害が発生した場合でも被害を最小限に抑えられることが期待されています。

2 違反対象物のは是正強化

● 行政処分による違反は是正の強化

神戸市では、平成14年4月26日の消防法改正の趣旨を踏まえ、査察と違反処理の執行方針を抜本的に改めました。これは、ホテルやデパート等の大規模な対象物を中心とした査察から、規模に関係なく危険度の高い建物への査察へ転換するとともに、発覚した違反のは是正については、行政指導中心の方法から迅速かつ的確な違反処理を行う方法へ方針転換したものです。

火災の予防に関する違反処理の例としては、次のものがあります。

- ① 防火管理者が選任されていない場合の選任命令
- ② 消火器の未設置など消防用設備等の設置維持がなされていない場合の設置維持命令
- ③ 防火対象物を火災予防上危険な状態で使用している場合の防火対象物の使用停止命令など

違反処理を行った場合は、市民に安全情報を提供するため、処分内容を記載した標識を建物出入口等に設置するほか、公報への掲載及びインターネット（神戸市ホームページ）に「火災予防上の命令を受けている違反対象物」として公表する場合があります。

● 違反は是正強化期間の実施

毎年1月から3月を「違反は是正強化期間」と定め、期間中、把握している違反を確実に是正することに取り組んでいます。

違反は是正強化期間中の実施事項は次のとおりです。

- ① 違反処理による違反は是正の徹底
- ② 自主防火管理体制の推進

- ③ 自主保安体制の推進

3 超高層化・深層化する建築物

● 超高層化・深層化する建築物の防災

近年、神戸市では、限られた土地の有効利用のため高さ100mを超える建築物や地下35mを超える建築物が建設されています。

これらの高層化・深層化する建築物は、ホテル、劇場、飲食店、事務所等、極めて多くの用途に使用され、使用形態・管理形態等も複雑多岐にわたるため、利用実態に即した防火安全対策が求められています。

● 建築防災計画等

このような建築物で災害等が発生した場合は、関係者・利用者の人命危険が著しく高まるだけでなく、消防隊による救助活動・消火活動も極めて困難なため、「建築防災計画」の作成指導等により以下の対策を講じています。

- ① 初期消火のためのスプリンクラー設備の設置
- ② 煙、炎を拡散させない防煙・防火区画の形成
- ③ 安全・確実な避難経路の確保
- ④ 防災情報を一括して制御・管理する防災センターの設置
- ⑤ 迅速な消火活動に用いる非常用エレベーターの設置
- ⑥ 迅速な救急搬送に用いるトランク付きエレベーターの設置
- ⑦ 高層建築物の防災活動に活用するヘリコプターの屋上緊急離着陸場等の設置
- ⑧ 水源確保のための防火水槽の設置

● 建物の安全性の確保

建物の建築時には、消防同意制度により、消防法令への適合性等をチェックし、防火安全性について審査・指導しています。また、建物の完成時には、消防用設備等が法令の基準どおり設置されたかどうか検査しています。

これに加えて、平成12年4月からは、天井裏等の消

防用設備等の配管や、防火区画の貫通部の処理等、建物完成時の検査では確認しにくい部分について、その部分が完成した段階で適正に施工されているか確認するため、部分完成検査制度を条例に設けました。

この部分完成検査により、建物に基準違反があつた場合にも迅速に改修等を促し工事段階では止できるため、建築主にとっても経済的負担の軽減になります。

建物の建築計画から使用開始まで、それぞれの段階において、建築物を使用する市民等の防火安全が確保できるように指導しています。

● 消防用設備等の性能規定化

防火対象物は、用途、階数、床面積、収容人員等に応じて消防用設備等が設置されています。このような消防用設備等の規制方法を「仕様規定」といいます。

近年、超高層建築物、大空間を有する建築物等の大規模・特殊な防火対象物が増加する一方で、新しい技術を用いた消防用設備等の開発がなされており、これらの新たに開発された設備やシステム等が迅速かつ適切に評価され、早く実用化されることが求められています。

これを実現するためには、新技術により開発された設備が、現在の基準と同等以上の防火安全性を有していることを客観的に判断する必要があります。

そのためには、消防用設備等の技術的な基準が「性能規定化」されることが必要となります。

技術的な基準が「性能規定化」されると、規制を受ける側はその「性能」を達成することを目標として、個々の事情に即した効率的かつ経済上合理的な技術開発ができるようになります。

これらの主旨を踏まえて、平成15年6月に消防法の一部が、平成16年2月に消防法施行令の一部が改正され、消防用設備等に係わる技術上の基準に性能規定が導入されました。

具体的な動きとしては、従来、特例的取り扱いがなされていた共同住宅に関する基準について、平成17年3月に特定共同住宅等における性能規定化に関する省令及び告示等が公布され、平成19年4月に施行されました。

● 防災設備技能講習

建築物の超高層化・深層化が進む中で、最近の防災センターは最新のコンピューターにより防災関連設備を集中的に管理し、総合的に監視・制御が行える総合操作盤等を備えています。

神戸市火災予防条例第50条の4の5では、総合操作盤等の監視、操作等に従事させる場合には、「消防長が定める講習」を受けたものに当該行為を行わせなければならない、と規定されています。

その資格を取得するための講習が防災設備技能講習です(平成21年3月までは「防災センター要員講習」)。防災設備技能講習では、災害シミュレーションソフトを活用し、総合操作盤を実際に操作するなど実技を中心とした講習を行っています。

神戸市において、旧防災センター要員講習資格取得者と併せると、これまでに8,851人(平成26年3月末日現在)の方が資格を取得しています。

4 社会福祉施設等の安全対策

● 病院及び社会福祉施設等に対するスプリンクラー設備の設置指導

大規模な建築物には、火災の発生を感じし、自動的に効果的な消火を行うスプリンクラー設備が設置されています。

スプリンクラー設備は、昭和62年の消防法令の改正以前は、病院及び社会福祉施設等について延面積が6,000m²以上のものに設置するようになっていました。

しかし、多数の焼死者を出すに至った昭和61年の知的障害者入所更生養護施設「陽気寮」火災(神戸市内)や、翌年の東京都内での特別養護老人ホーム「松寿園」火災を契機に、社会福祉施設のうち自力避難が困難な方が入所するものについては1,000m²以上、病院については3,000m²以上のものに設置することとされました。

さらに、社会福祉施設については、平成18年の長崎県大村市のグループホーム「やすらぎの里」火災を契機に、社会福祉施設のうち自力避難が困難な方が入所する施設については275m²以上のものに設置することとされました。

しかし、その後も同様の火災が後を絶たないことがから、平成27年4月1日以降、社会福祉施設のうち避難が困難な要介護者を主として入居や宿泊させる施設は、面積に関係なく設置することとされました。

神戸市では、上記の設置基準に満たない規模の病院・社会福祉施設等に対しても、火災予防上の見地からスプリンクラー設備を自主的に設置していただくよう、様々な機会を捉えて広報指導をおこなっています。

● 就寝施設等の二方向避難経路の確保

ホテル、病院、社会福祉施設、共同住宅等の施設では、過去の火災発生時に、就寝中の方が避難開始の遅れによって逃げ場を失い、窓等から飛び降りて死傷するなどの例が多く見られました。

のことから、神戸市では主たる出入口のほかバルコニーなどからも避難できる「二方向避難経路」を確保するよう条例で義務付けています。

なお、構造上、バルコニー等の設置が困難な建物に対しては、スプリンクラー設備の設置を義務付けています。

5 大規模密閉空間の安全対策

● 可燃性発泡樹脂表示マーク

倉庫、工場等の大規模密閉空間内装材として使用されている可燃性発泡樹脂は、火災が発生した場合に可燃性ガスを多量に発生させ、即燃的に延焼拡大することが明らかになりました。

のことから、平常時における従業員等（市民）の火気管理の意識啓発や、火災発生時における自衛消防隊や消防隊員の安全確保を図るために、神戸市火災予防条例を改正し、可燃性発泡樹脂を使用している建物（共同住宅は除く）において火気を取り扱う場合には火災予防上必要な措置（喫煙や裸火の使用制限等）を講じることとしました。

また、上記の建物については、可燃性発泡樹脂が内装材として使用されていることが分かるよう、出入口等に標識（内装表示マーク）を掲出することとした。

内装表示マークの掲出対象となる防火対象物

（消防長告示で指定）

- 定温倉庫や冷凍倉庫等の建物については、面積に関係なく全てのもの（一部除外規定を設けています）
- その他の建物については、内装材として可燃性発泡樹脂が使用されている区画ひとつあたりの床面積が500 m²以上となるもの

内装表示マークの掲出場所

- 該当する建物の主要な出入口付近
- 消防隊が外部から開放できるシャッター等その他これに類する開口部
- 可燃性発泡樹脂が使用されている部屋等の全ての出入口付近



内装表示マーク

6 危険物行政の動き

● 危険物施設の現況

私達の日常生活に欠かすことのできないガソリン、灯油等の石油類をはじめとする化学物品には、引火、発火の危険性があるものが多く、消防法で「危険物」と定められています。一定数量以上の「危険物」を貯蔵、取扱う場合には許可等が必要であり、位置、構造、設備等の技術基準及び貯蔵、取扱いの方法等について厳しく規制されています。

平成24年度中の危険物施設の設置許可件数は73件、変更許可件数は342件でした。設置許可件数の施設区分別では移動タンク貯蔵所が31件、続いて一般取扱所12件、屋内貯蔵所11件の順に多く、また、変更許可件数の施設区分別では、一般取扱所が92件、続いて給油取扱所85件、屋外タンク貯蔵所80件の順となっています。

平成25年4月1日現在、神戸市内の危険物施設数は、3,218 施設です。管轄消防署別では、東灘消防署管内 613 施設、西消防署管内 566 施設、水上消防署管内 433 施設と、この 3 署で危険物施設数の約半数を占めています。施設区分別では、移動タンク貯蔵所が 678 施設と最も多く、次いで屋内貯蔵所、地下タンク貯蔵所、給油取扱所の順となっています（表5-1、図5-1）。

年度別の危険物施設数の推移をみると、昨年度より、36 施設減少し、昭和 59 年度末の 5,588 施設をピークに年々減少しています。神戸市と同様に全国的にも危険物施設は減少しています。これは産業構造の変化や設備の老朽化による施設の廃止などが要因と考えられます。

消防署	製造所	貯蔵所	取扱所	計
東灘	8	466	139	613
灘	1	139	46	186
中央	0	101	66	167
兵庫	3	174	82	259
北	1	190	103	294
長田	1	321	83	405
須磨	2	172	47	221
垂水	0	37	37	74
西	11	386	179	566
水上	1	345	87	433
計	28	2,321	869	3,218

表5-1 消防署別危険物施設数（平成25年4月1日現在）

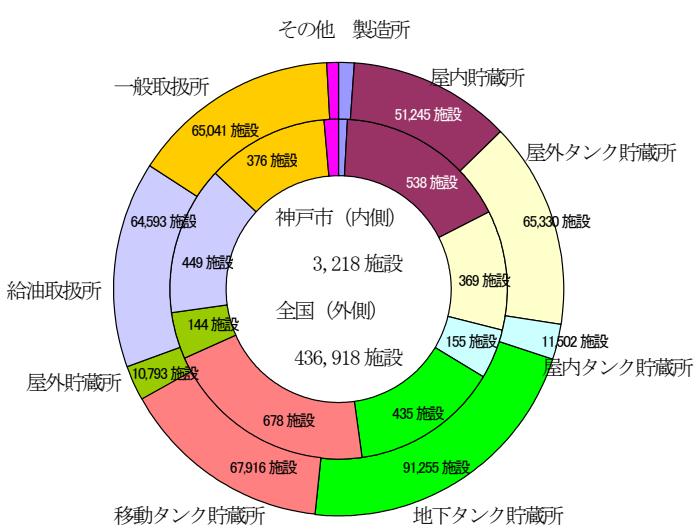


図5-1 危険物施設数区分別構成比（平成26年3月31日現在）

● 石油コンビナート等特別防災区域の現況

特に大量の石油又は高圧ガスを貯蔵、取扱う地域については、石油コンビナート等災害防止法に基づいて、石油コンビナート等特別防災区域に指定されています。

現在では東部第一工区、東部第二工区及び西部第一工区等の一部が石油コンビナート等特別防災区域に指定されており、その区域内の事業所のうち、一定数量以上の危険物や高圧ガスを貯蔵又は取扱う 9 事業所が特定事業所として規制されています（表5-2）。

これらの事業所には、法令により自衛防災組織の設置、消防車等の防災資機材の整備、防災管理者の選任等が義務づけられています。

消防車については事業所の規模に応じて配置が義務づけられており、神戸市内の各区域内には、タンク火災に有効な大型化学消防車等が計 8 台配置されています。さらに、事業所が臨海部に立地していることから、石油類の海上への流出、拡散防止のため、オイルフェンス、オイルマット及び油処理剤を備えつけられています。

地区	特 定 事 業 所	危 険 物 施 設 数	大 型 化 学 消 防 車 等
総 数	9	376	8
東 部 地 区	5	145	4
灘 浜 地 区	1	32	1
西 部 地 区	3	199	3

表5-2 石油コンビナート等特別防災区域の現況

（平成25年4月1日現在）

● 危険物事故の発生状況

全国的にみると、平成 24 年中に発生した危険物施設における火災及び流出事故件数は、火災事故が 198 件（前年 189 件）、流出事故が 375 件（前年 396 件）で合計 573 件（前年 585 件）となっており、前年と比べると 12 件の減少となっています。また、平成元年以降事故が最も少なかった平成 6 年(287 件)と比べると、危険物施設数は減少しているにもかかわらず、事故件数は 2 倍に増加しており、依然として高い水準にあります。

事故原因に着目すると、施設の老朽化に伴う腐食など物的要因によるもののに他に、作業員の経験不足や作業員の減少に伴う確認不十分といった人的要因による

ものが大半を占めており、事故件数増加の大きな要因となっていると考えられます。

平成25年中の神戸市内の危険物施設における事故発生状況は、次の表5-3のとおりです。

	火 災	流 出	破 損	合 計
地下タンク貯蔵所	-	-	-	-
移動タンク貯蔵所	-	1	-	1
給油取扱所	1	1	1	3
一般取扱所	-	-	-	-
合 計	1	2	1	4

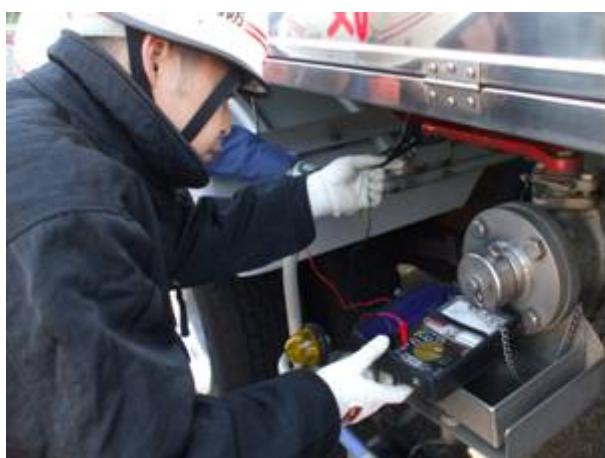
表5-3 危険物施設の事故（平成25年中）

危険物施設の事故は、定期点検の励行、適切な危険物の取扱い及び危険物施設の管理を実施することで大部分は防ぐことができるものです。

引き続き危険物施設の安全対策の指導強化を図るとともに、事業所の自主保安体制の確立を推進していくことが重要な課題となっています。

● 危険物施設の安全確保

危険物施設に対しても、計画的に消防職員による立入検査を実施しています。平成25年中は立入検査や事故発生に伴う調査の結果、判明した違反事項に対し、18件の警告及び11件の命令（法第16条の5を除く。）を行い、悪質な違反に対しては告発等厳正な違反処理を実施しています。



移動タンク貯蔵所の立入検査

危険物施設は、法令で定期点検を必要とする施設が定められており、事故の未然防止及び拡大防止を図っています。

また、事業所では危険物の保安のための予防規程を定め、消防署長の認可を受け、災害予防や実災害時の体制づくりを組織的に進めているほか、危険物取扱者は保安講習を定期的に受講するなど、安全意識の啓発に努めています。

● 危険物安全週間

危険物を貯蔵、取扱う事業所における自主保安体制の確立と、家庭や職場において危険物を取扱う人々の意識の高揚と啓発を図るため、平成2年から毎年6月の第2週を「危険物安全週間」として、全国で様々な活動が実施されています。

平成25年の安全週間は、「あなたこそ 無事故を担う 司令塔」を推進標語として、ポスター・パンフレットによる広報活動や、危険物関係事業所における消防訓練、危険物取扱者等に対する講習会・研修会の実施、危険物施設の査察を行いました。

また、神戸市危険物安全協会と共同で「危険物安全大会」を開催し、危険物の保安に関して功績のあった危険物取扱者及び事業所に対しての表彰も行いました。

● 危険物施設の耐震対策

危険物施設をはじめとする構造物の耐震基準は、関東大震災を契機にその基礎ができ、その後の大きな地震のたびに見直されてきました。ところが、阪神・淡路大震災は大都市の直下で発生したため、都市における耐震対策についてこれまでにない多くの課題を残しました。

この教訓を活かし、危険物施設の耐震性の向上を図るため、総務省消防庁は「危険物施設の耐震性に関する調査検討委員会」を設置し、屋外タンクをはじめとする危険物施設の耐震対策について検討を行いました。

この結果を踏まえて、耐震基準に関する法令の改正や通知がされており、特に、屋外タンク貯蔵所の耐震基準については大規模な基準強化がなされました。

1,000k1以上の液体の危険物を貯蔵・取り扱う特定屋外タンク貯蔵所については、平成25年12月31日まで

の改修が義務付けられ、現在では休止中のタンクを除き全てのタンクの改修が完了しています。

さらに、500kL以上1,000kL未満の液体の危険物を貯蔵・取り扱う準特定屋外タンク貯蔵所については、平成29年3月31日までに改修することとされ、これまでに59基中33基の改修が行われており、残り26基についても計画的に改修するよう指導しています（平成26年4月1日現在）。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災で、危険物施設が津波により甚大な被害を受けたことに伴い、総務省消防庁は「東日本大震災を踏まえた危険物施設等の地震・津波対策のあり方に係る検討会」を開催し、平成23年末にその検討報告書を出しています。

この検討結果を踏まえ、地震対策として危険物施設の配管や建築物等の耐震性能、技術基準の適合状況及び当該施設周辺の液状化の可能性等を確認し、必要な措置を講ずること、並びに、津波対策として津波警報発令時や津波が発生するおそれのある状況等における緊急時の対応に関する検証を危険物施設ごとに実施し、避難時の対応や緊急停止措置時の対応に関する必要な事項を予防規程等に規定することとされました。

神戸市では、地震、津波対策の指導の徹底を重点項目とし、実施状況を確認し、必要な対策が講じられていない場合は速やかに対策を講じるよう指導しています。

● 危険物規制の動向

危険物規制に関しては、科学技術の進歩、社会経済の変化等を踏まえ、必要な見直しが行われています。

近年は地下貯蔵タンク等の腐食・劣化による危険物の流出事故が数多く発生していることから、平成23年2月には既設の地下貯蔵タンクのうち設置年度、塗覆装の種類及び設計板厚が一定の要件を満たすものを「腐食のおそれが高いもの」等として区分し、当該区分に応じて流出事故防止対策として一定の措置を講ずることが必要とされ、その技術基準が定められました。

また、総務省消防庁では、規制改革実施計画（平成25年6月14日閣議決定）において、災害時における危険物の仮貯蔵・仮取扱が円滑に行われるようガイドラ

インの策定、給油取扱所に液化水素スタンドを併設する際の安全対策、天然ガス充てん設備を併設した給油取扱所における停車スペースの共有化について検討しています。さらに、危険物施設の屋根を利用した太陽光パネルの設置に係る技術基準の検討も予定されています。

7 消防活動阻害物質の届出

消防法では、圧縮アセチレンガス、液化石油ガス等火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質を「消防活動阻害物質」として指定し、届出を義務付けています。

また、神戸市火災予防条例により、核燃料物質、高圧ガス、火薬類等消防活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質で消防長が指定したものを貯蔵し、又は取扱う場合にも届出を義務付けています。

この届出に基づき、立入検査の際には適切な指導を行って火災発生の未然防止を図り、火災が発生した場合には付近の住民、消火活動にあたる消防職員等が特異かつ重大な危害にさらされることを防ぐための対策をたてています。

8 高圧ガス施設等の立入検査等

平成6年11月より兵庫県から事務の一部移譲を受け、これを執行しています。

具体的には、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の3に基づく設備の設置、変更工事に関する届出の受理及び届出に伴う工事施工場所への立入検査を行うとともに、高圧ガス保安法に基づく一般高圧ガス消費場所や火薬類取締法に基づく火薬類貯蔵所等への立入検査を行っています。

第 6 章

新しい時代に対応する人づくり

1 消防行政は人なり

神戸市では昨今の厳しい財政状況を踏まえて、行財政改革を強力に推し進めていますが、このような状況にあっても市民が安全・安心に暮らせるまちづくりのため、消防力の充実・強化は行っていかなければなりません。

そのためには、消防車両、資器材の充実強化のみならず、それらを活用する人材を育成し、職員個々の能力を高め、組織力を強化させることが重要です。

また、「行政は人なり」と言われるように、市民に対し常に質の高い行政サービスを提供していくためには、人材を効果的に活用し、効率的な組織運営を行っていく必要があります。

地方分権、市民ニーズの多様化など行政をとりまく社会情勢が変化し続けている今日においては、変化に対応するための人材の確保、適材適所の人員配置、ベテラン職員の活用と活性化、女性消防吏員の登用とその職域の拡大、職員研修体制の充実など社会情勢に対応した職員育成のための幅広いしくみづくりが必要になってきています。

消防局では、このような考え方を「神戸市消防基本計画」の重点施策の1つとして掲げ、人材育成を進めています。

「神戸市消防基本計画」は平成23年4月から、平成37年までの中長期的な取組みの方向性を示す「神戸消防グランドデザイン2025」と、5年間の主な具体的施策事務事業をまとめた「神戸消防アクションプラン2015」の2部で構成されています。

2 人材の確保

消防職員には様々な専門的知識、能力が求められますが、複雑・多様化する社会情勢に適切に対応するためにには、様々な分野の人材を確保することもまた必要となります。

消防局では、関西の大学・高等専門学校等において消防局の組織、事業内容等についての説明会を行うことで消防業務に対する理解を深めて頂き、より様々な専門分野から人材を確保できるように努めています。

また、神戸市人事委員会が開催する「神戸市職員就職説明会」における採用案内や、消防学校の見学会等を開催しています。

更に、採用パンフレットの配布や神戸市のホームページへの採用案内の掲示など、様々な広報も行っています。



消防学校見学会

職員採用試験においては、人物重視の採用を行っています。

また、より幅広い人材が確保できるよう、受験資格である年齢要件を一般行政職と比較して高く設定しています。

平成25年度実施の採用試験では、大学卒の競争率が約7倍、短大・高専卒が約61倍、高校卒が約15倍となっています。

3 人をつくる・いかす

職員の士気を高め、更なる技能の向上へとつなげるため、消防局では、消防車両の運転・操作、予防査察、火災調査などの各分野で高い水準に達した技能を持つ職員に対して、エキスパート資格を与える等の技能認定制度を導入しています。

このほか、人事考課、自己申告等で職員の適性、希望を基にした適材適所の人事配置を行うとともに、職員自身も業務の目的を理解し、目標を設定することによって、効率的な業務執行に努めています。

さらには、より幅広い視野を持って政策形成を行うことができる職員を育成するため、総務省消防庁等に職員を派遣し、様々な知識・経験を習得する機会を設けています。

4 研修制度の充実

社会情勢の変化に伴って行政への需要は増大しており、これに的確に対応するためには職員個々の能力を向上させていく必要があります。

市民防災総合センター（神戸市消防学校）では、新規採用消防職員に対する基礎的な研修である初任科教育をはじめ、救助課程や火災調査課程等の特定の分野に関する専門的研修、昇任時研修等を実施し、職員の能力開発を行っています。さらに、職員は神戸市職員研修所が実施する職能別研修や階層別研修等も受講し、積極的な能力向上に努めています。

消防局では、総務省消防庁の教育訓練機関である消防大学校の各種研修に職員を派遣し、消防業務に関する高度な知識及び技術を習得させ、監督者及び指導者としての資質向上を図っています。

また、消防局では職場におけるOJTを推進しています。この手法は担当業務を通じて、上司が部下に対し直接きめ細かい指導を行うことができるため、業務に必要な知識や技術を効率良く習得することができます。

5 女性消防吏員の採用と職域の拡大

現在の社会においては、男女がともにその個性と能力を十分発揮することのできる男女共同参画社会の実現が重要です。消防局では平成9年度から女性消防吏員の採用を行い、平成25年度までに57名の女性消防吏員を採用しています。

女性消防吏員の採用を開始した当初は、予防広報や防火安全指導等の業務に従事していましたが、平成12年4月に神戸市で初めての女性救急隊員が誕生して以来、平成15年4月に管制業務、平成21年4月に指揮業務と、現在では15名が交替制の業務に従事しています。そのほか、査察、総務、教育、消防音楽隊など幅広い職域に女性を登用しています。

6 魅力ある職場づくり

消防職員間の意思疎通を図るとともに消防事務の運営に職員の意見を反映しやすくすることにより、職員の士気を高め消防事務を円滑に運営することを目的として、平成7年10月に消防組織法が改正され、消防局の組織として「消防職員委員会」が設置されました。

消防職員委員会は、消防職員の給与、勤務時間等の勤務条件、福利厚生、消防職員の職務遂行上必要な被服、装備品、消防用設備、機械器具、施設等について、消防職員から提出された意見を審議し、消防長に意見を述べる制度です。

消防局では、消防職員委員会に提出された職員の意見に対して、職場環境等の改善、消防被服の改良、職員提案による業務改善等を行っています。消防局では消防職員委員会を平成25年度までに計18回(概ね年1回)開催しました。

7 職員の健康管理と安全衛生管理

●職員の健康管理

職員の健康状態を把握することにより、疾病の早期

発見や労働による健康影響の評価を行い、その結果に基づく対策を実施して、健康の保持を図っています。

健康管理の種類は以下のとおりです。

- ① 定期健康診断（深夜業務健康診断を含む）
- ② 胃部検診
- ③ 新規採用職員健康診断
- ④ VDT業務健診
- ⑤ 保健指導
- ⑥ B型肝炎対策（ワクチン接種）
- ⑦ 高気圧業務従事者健診

●メンタルヘルスケアの推進

(1) 消防職員相談窓口

外部の専門機関に相談窓口を開設し、職員及びその家族が精神科医、臨床心理士、保健師による相談、カウンセリングを受けることができるようになります。

(2) 職員の研修体制の強化・推進

外部の専門機関が主催する研修会に参加するほか、専門研修等に精神科医、臨床心理士を講師として招き、セルフケア研修やラインケア研修を実施しています。

(3) メンタルヘルスチェック

外部の専門機関に惨事ストレスに特化したメンタルヘルスチェックを依頼し、実施しています。

●職員の安全衛生管理

消防局では、安全衛生管理の手法としてリスクアセスメントを行っています。リスクアセスメントとは、事業場にある危険性や有害性の特定、リスクの見積もり、優先度の設定、リスク低減対策の決定の一連の手順のことです。リスクアセスメントを行ってその事例を共有することにより、危機リスクへの感受性を高め、類似災害の発生を防止しています。

また、職場ごとに月に1度、安全衛生委員会を開催し、上記のほか職場環境、施設装備に関することなど、様々な事項を話し合い、よりよい職場環境づくりに努めています。

7 職員の福利厚生

●消防職員厚生会

職員の福利と親睦のために、全消防職員による「消防職員厚生会」を組織し、次のような文化、体育、レクリエーション事業を実施しています。

○文化・体育事業

野球・ソフトボール・卓球・ボウリング・駅伝・

フットサル各種大会

○レクリエーション事業

潮干狩り・なし狩り・ぶどう狩り

●神戸市消防育英会

消防職員、団員が火災や救急救助等の災害活動で死亡したり、重度の障害を被った場合、その子弟の就学資金を支援するための団体として「神戸市消防育英会」があります。

これは、市民の皆さんのが、災害活動に協力した場合も同様に適用されるものです。

昭和52年の設立以来、延べ50人が奨学資金を受けています。

第 7 章

消防施設の整備

1 消防施設の整備

東日本大震災の経験から、消防庁舎の自立拠点機能を強化するため、市民防災総合センターに自家給油取扱所を整備し、北神分署、栄町・大橋・蓮南・北須磨・板宿の各出張所に非常用発電機を配置しました。

平成 26 年度には更なる強化のため、非常用発電機を未配置の署所に対して、引き続き非常用発電機を配置する予定です。

2 庁舎管理

時代の変化とともに消防局の事業内容も多様化しており、これに伴って既存庁舎にも狹隘化などの問題が生じてきています。また、長年の使用による老朽化も目立ってきてますが、庁舎の機能の維持・確保を最優先にし、改修・補修にあたっています。なお、平成 26 年度には老朽化した長田消防署や市民防災総合センターの外壁や内部設備の改修等を実施予定です。

3 車両製作

●平成 25 年度製作車両

(1) 小型ポンプ車

毎分 2,000 リットルの放水能力を持つポンプ、軽量ホースカ一、三連はしごを積載しています。また、従来の車両よりホイールベースが長いものを採用し、直進安定性が向上しています。北消防署北神分署有馬出張所、灘消防署、中央消防署栄町出張所及び長田消防署大橋出張所に配置しました。



小型ポンプ車（神消長田 3）

(2) 救助工作車

救助隊が使用する多様な救助資器材を機能的に積載しています。また、交通事故等で使用するウィンチやクレーンを装備しています。長田消防署に配置しました。



救助工作車（神消長田 30）

(3) 高規格救急車

救急救命処置を実施するための高度救急資機材を備え、処置スペースを確保しています。

中央消防署、中央消防署山手出張所、北消防署ひよどり出張所、北消防署北神分署、垂水消防署及び西消防署押部谷出張所に配置しました。



高規格救急車（神消中央 95）

● 車両の低公害化の推進

神戸市では環境保全に資する取り組みの一環として、「公用車への次世代自動車の導入基準」に基づき、低公害車の導入を推進しています。消防局においても業務車だけでなく、消防車や救急車も可能な限り低公害車に更新しています。

また、神戸市は「自動車NOx・PM法」の特定地域に指定されており、排気ガスの基準に適合しない車両は猶予期間後に運行できなくなるため、使用期限に基づき適正に更新しています。

4 車両整備

市民防災総合センター内にある消防局整備工場は指定整備工場として、消防車、救急車、司令車、査察広報車等の法定点検整備、故障による臨時整備や消防装置の点検整備作業を実施しています。

また、はしご車の梯体や車体安定装置については、安全性を確保するため、計画的に分解整備及び巡回点検を実施しています。

5 機械器具整備

災害現場で活用する空気呼吸器やガス検知器などの各種機械器具の機能を維持し、安全性を確保するため、法定検査や臨時整備などを実施するとともに、計画的な更新を実施しています。

また、平成25年度から3ヵ年計画で10年以上経過した消防用ホースを更新します。

6 消防艇整備

消防艇は、航行性能維持のため毎年1回陸上げし、船体やスクリュー等に付着した海生物を除去して再塗装しています。

また、エンジンや放水装置等の臨時整備も随時行っています。

7 消防・救急無線のデジタル化

(1) 目的

限られた資源である電波を有効利用するため、無線のデジタル化が進められています。これにあわせて、全国約800の消防本部で運用されている150MHz帯の消防・救急無線も、平成28年5月末までに260MHz帯でデジタル化する事が決められました。

デジタル化する事で、第三者による無線傍受の抑制、音声の明瞭化が可能となります。また、デジタル化による増波を利用して無線不感地域に対する無線中継所の増設も可能となります。

(2) 兵庫県及び県下各消防本部の取り組み

兵庫県を1ブロックとした共通波による広域化・共同化を計画中で、これにより災害現場と被災消防本部の指令センター及び兵庫県庁に置かれる消防広域活動調整本部間で無線交信が可能となる予定です。

(3) 神戸市消防局の取り組み

神戸市においては、国が行うデジタル無線の実証試験に参加し、これにより整備された無線機器を活用し、神戸市の経費負担の軽減に努めながら、危機管理センターの建設にあわせ、平成22年度から平成24年度までの3ヵ年で整備事業を行いました。

今後、平成28年5月までの間は、デジタル化していない消防本部との無線通信のため、アナログ無線機を一部残し併用運用を行なながら、災害対応に支障が無いよう、スムーズな移行を行います。



車載型デジタル無線機

8 消防新管制システム(ALT-FACE)の構築

消防隊や救急隊が現場にいち早く駆付けるため、消防車両等の出動管理は消防管制システムにより行なわれています。消防管制システムは、119番の通報を受け、通報のあった災害地点を適確に把握し、現場に近い消防車両を自動的に選別し出動させるといった機能を有したものです。

従来のシステムは平成7年から運用しており、老朽化が著しいことから、新しい消防管制システムとして「消防新管制システム(愛称：ALT-FACE(オルト・フェイス))」の整備を行い、平成24年2月に運用開始しました。

消防新管制システムでは、消防車や救急車がどこにいるのかという情報を、走行中の車両も含めて管理することで、出動車両の選別がより適確化されるようになりました。

そのほかにも、車両に積む情報端末の高機能化などにより、災害現場で危険情報等を表示したり、救急現場で患者の受け入れが可能な状況にある病院の一覧を表示する等、様々な支援情報をリアルタイムで現場の隊員に提供できるようになりました。

これにより現場活動の危険排除と効率化を図っています。



消防新管制システム(ALT-FACE)

第8章

市民防災総合センターの業務概要

市民防災総合センターは、消防職団員に対する研修機関、消防防災に関する研究機関としての消防学校、広く市民に防災教育・救急講習等を実施する市民研修係及び消防署の支援や音楽活動による消防広報等を実施する特別消防係(消防音楽隊)の3つの組織で構成されています。

また、消防車両の整備等を行う整備工場や消防ヘリポートも併設されています。



市民防災総合センター

1 消防学校の研修概要

消防学校では、市民が安心して暮らし、働くまちの実現に向けた人材育成を行っており、消防職員・団員、市民及び事業者に対して、防災に関する各種の研修を実施しています。

● 消防職員に対する研修

(1) 新規採用職員研修

消防吏員として必要な知識・技術の習得のため、新規採用職員研修を実施しています。その内容は6ヶ月間の初任科教育課程(全寮制)と、2ヶ月間の専科研修(救急課程:通学制)からなっています。



初任科生の通常点検

平成 25 年度は、48 名が消防学校の門をくぐり、厳しい教育訓練に臨みました。



初任科生の消防活動訓練

(2) 管理職研修、消防司令補研修、消防士長研修

消防司令、消防司令補、消防士長に昇任する職員、及びすでにこれらの階級にある職員に対し、階級に応じた知識・技術の習得や、指揮能力・管理監督能力等の向上を図るために実施しています。

(3) 専科研修

専科研修は、高度な専門的知識や技術を習得させることを目的として、予防、警防、救急、救助などの各業務に携わる職員を対象として実施しています。



救助課程

(4) 特別研修

職員の資質向上を目的に、初任科教育や専科研修の中で実施されているカリキュラムのうち、特に重要なものは、公開講座として、職員全般に参加を呼びかけています。

また、消防司令昇任者に対し、中隊指揮能力の習得を主眼に、警防指揮課程において中隊指揮訓練等を実施しています。

(5) 安全衛生管理教育リーダー課程

職場の安全衛生管理を担う者を対象として、最新の安全衛生教育についての知識を得るとともに、リスクアセスメントや教育技法を習得して、自らがリーダーとなって研修を推進するための教育を実施しています。

● 消防団員に対する教育

阪神・淡路大震災以後、消防団の災害現場における活動内容が大幅に見直されました。消防団員に対する教育訓練は、火災、水災、震災等幅広く災害対応できるよう基礎教育と幹部教育との 2 つに区分し、実施しています。



消防団教育訓練（水防）

基礎教育は、新しく消防団員となった者を対象として、消防団員としての心構えや災害時における消防活動の基礎知識、日常時の地域の防災リーダーとしての役割等について教育を行います。

幹部教育は、消防団の幹部として必要な知識と技術を習得するほか、部下に対する指揮能力の向上に重点をおき、あわせて消防ポンプの性能、諸元、操作方法等を理解、習得するための実科訓練を実施しています。

2 消防科学研究業務の概要

各種の試験装置を活用して火災原因の科学的究明をすること、危険物等の性状を確認すること、さらには災害の予防や防災にかかる研究を通じて市民の安全に寄与しています。

● 危険物等の性状確認に伴う試験

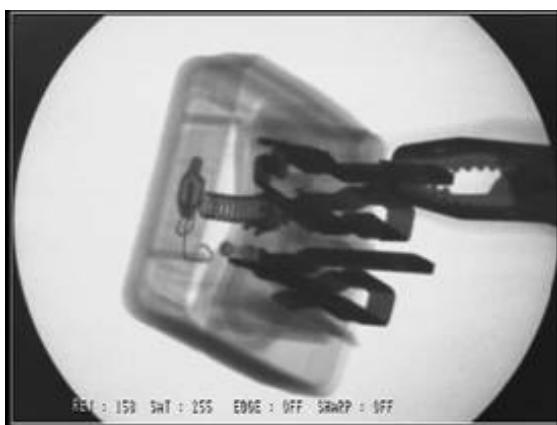
消防法に規定する危険物のうち第4類(引火性液体)の確認試験を実施しています。

- 【試験区分】
- ・引火点測定試験
 - ・動粘度測定試験
 - ・燃焼点測定試験
 - ・発火点測定試験
 - ・可燃性液体量測定試験
 - ・液状確認試験

危険物の不法貯蔵等に係る違反処理を行うため、また、各事業所の新規開発商品等が危険物や指定可燃物に該当するか否かを判定するために、確認試験が必要となります。

● 火災原因の鑑定試験等

火災原因を科学的に究明するため、各種試験装置を活用して火災現場で採取された残さ物から油分を抽出したり、焼損した電気配線から溶融痕を確認するなど、出火原因及び火災の延焼拡大に至った原因の基礎資料となる鑑定試験を実施しています。



焼損した電化製品の内部（X線透過）

● 消防に関する資料収集と火災危険の研究

消防に関する各種文献・実験記録を収集し、これらの資料を鑑定・実験研究に活用しています。

また、火災事例から火災危険を掘り起こし、実験・考察をすることで、災害予防に反映させる研究を行っています。

● 災害資料の収集・保存と活用

過去の貴重な災害資料の散逸を防ぐために災害資料を一元的に収集・保存しています。

さらに、これらの資料を基に災害事例集を作成しており、過去の災害から教訓を学び、類似災害への対応力を高めるために活用しています。

● 職務研究の推進

消防装備や消防機器の改良・開発、効果的な消防戦術の研究など職員の職務研究を推進する「神戸消防・技能フロンティア制度」を実施しています。

災害の最前線で活動する職員のアイデアを実現するため、相談・アドバイスそして研究成果の発表・活用を支援します。

3 特別消防係（消防音楽隊）の活動概要

特別消防係（消防音楽隊）は、特別消防隊の運用、消防音楽隊の演奏による消防広報、市民に対する防災指導、防火対象物査察の支援などの業務を実施し、市民生活の安全・安心の確保に努めています。

● 特別消防隊の概要

消防力の強化を目的として、市民防災総合センター職員による特別消防隊を編成し、応援が必要な災害に迅速に対応できる体制を整えています。

特別消防隊は、市内の災害を中心に、兵庫県下広域消防相互応援協定等に基づく県下の災害への出動や緊急消防援助隊としての全国の災害への出動のほか、大規模なイベント警備や、不発弾処理など二次災害防止のための警戒などの業務も行っています。

緊急消防援助隊の登録部隊として、緊急消防援助隊合同訓練などにも参加しています。



東日本大震災での捜索活動（特別消防隊）

平成23年1月、高砂市の林野火災には、相互応援協定に基づき6台25名が出動、出動各隊と協力して100mmホースを延長し、火災防御にあたりました。

また、東日本大震災では、震災当日の深夜に緊急消防援助隊兵庫県隊第1次隊として15名が出動して以降、高次派遣により、延べ31名の職員が出動し、現地での捜索及び後方支援などの活動を行いました。

● 消防音楽隊としての活動

消防音楽隊は昭和27年11月に発足し、平成24年に60周年を迎えた。年間約200件の演奏活動を行いながら市民の皆様に安全・安心情報を発信しています。



消防音楽隊

- (1) 消防出初式、火災予防広報などの行事や防災福祉コミュニティの訓練などでの演奏
- (2) 公共機関または市民団体等が主催する『神戸まつり』などの行事、外国観光船の歓送迎、新造船の進水式や、公共性のある行事などでの演奏



平成26年 消防出初式

(3) 防災教育としての「♥いのちのコンサート」

子どもたちに震災の教訓を語り継ぎ、いのちの大切さや災害への備えを伝えるため、市内の小・中学校などを対象に「安全・安心の体験」を盛り込んだ防災教育として「♥いのちのコンサート」を実施しています。

特に、東日本大震災発生後は、特別消防隊として現地での捜索及び後方支援などの活動を行った経験をもとに、「津波への備え」についても伝えています。

これまでに295校園で実施し、地域の方を含めて延べ約12万8千人の方が参加しています。



♥いのちのコンサート

(4) その他の消防広報演奏

市民の皆さんと消防との交流を目的とし、消防音楽隊の企画による消防広報演奏を行っています。

① 防火いきいきコンサート

高齢者施設の安全化を促進するため、老人ホームなどで音楽演奏にあわせて消防広報を行っています。

② グリーンコンサート

市民の皆さんと消防のふれあいの場として、毎年4、5月及び10月の金曜日の昼休みに、東遊園地でコンサートを定期的に開催し、安全安心情報 を発信しています。



春のグリーンコンサート

③ きらめきコンサート

平成10年に震災復興記念行事として「元気アップコンサート」を実施し、その後現在の名称に変え、毎年2月に神戸文化ホールで開催しています。

平成25年度は「神戸文化ホール」での公演に加えて、11月には垂水区の「レバンテホール」でも開催し、音楽を通じて東日本大震災の被災地に“復興のエール”を送るとともに、津波への備えを伝えるための消防広報を行いました。



第九回きらめきコンサート

● 市民に対する防災指導

市民防災総合センターの訓練施設を活用して、市民・事業者などを対象に防災指導を行っています。また、「トライやる・ウィーク」の協力事業所として希望する生徒を受け入れ、期間中は派遣先での合同演奏、楽器の練習、消防訓練などの職場体験を実施しています。



トライやる・ウィーク期間中の消防訓練

● 防火対象物の査察の支援

平成19年度から、係員を消防署に派遣して防火対象物の査察を行っており、平成24年5月には福山市のホテル火災に伴い、灘区、兵庫区などの宿泊施設62対象の特別査察を行いました。

4 市民研修係の活動概要

市民や市内の事業所等を対象に、震災の教訓の継承や、災害対応能力、防災知識の向上のための研修並びに市民救命士講習を実施し、市民防災教育の更なる充実を図っています。

● 市民救命士講習会

第3章の4「市民救急の推進」で紹介された市民救命士講習会の申込みを受付けています。



市民救命士講習会

(1) 定例講習

- ・個人、複数（2～8名）での申込み
 - ・防災コミュニティセンター（長田消防署4階）と栄町出張所3階会議室の2会場で、定期的に開催しています。
- ※ 定例講習会の日程は消防局のホームページから確認することができます。

（<http://www.city.kobe.lg.jp/safety/fire/outline/center/oukyuuannai.html>）

(2) 出張講習

- ・15名以上の団体での申込み
- ・事前に講習会の開催場所を準備していただくことで、指導員が現地に出向き講習会を行います。（神戸市内に限ります）。

● 地震体験車「ゆれるん」

地震体験車「ゆれるん」による、地震に対する防災教育を行っています。

地震体験車「ゆれるん」は、震度1から震度7までのゆれや、過去に発生した6つの大地震のゆれ、今後発生が予想されている南海トラフ巨大地震のゆれが体験できる車です。

ゆれの大きさやゆれ方の違いを体験していただくことで、家具の固定や建物の補強など、地震に対する備えの大切さを実感することができます。



「ゆれるん」による地震体験

● 防災教育

総合訓練塔を使用して、市民に対する防災教育を行っています。総合訓練塔に設置された屋内消火栓やスプリンクラー設備、避難はしご等を実際に使用しながら、楽しく学べる研修プログラムを準備しています。



総合訓練塔での体験型訓練

(1) 消防学校体験入校

高校生や専門学校生、大学生を対象に、学校教官を中心とした防災教育訓練を実施しています。

(2) 防災研修

事業所や、婦人会などを対象に、担架での搬送訓練、住宅用火災警報器の実演、暗闇・煙体験、避難訓練、暴風雨体験・冠水歩行体験などさまざまな防災研修のメニューを実施しています。

市民救命士講習会、地震体験車、防災教育に関するお問合せは下記のとおりです。

市民防災総合センター 市民研修係

TEL:078-743-3799 FAX:078-743-3791

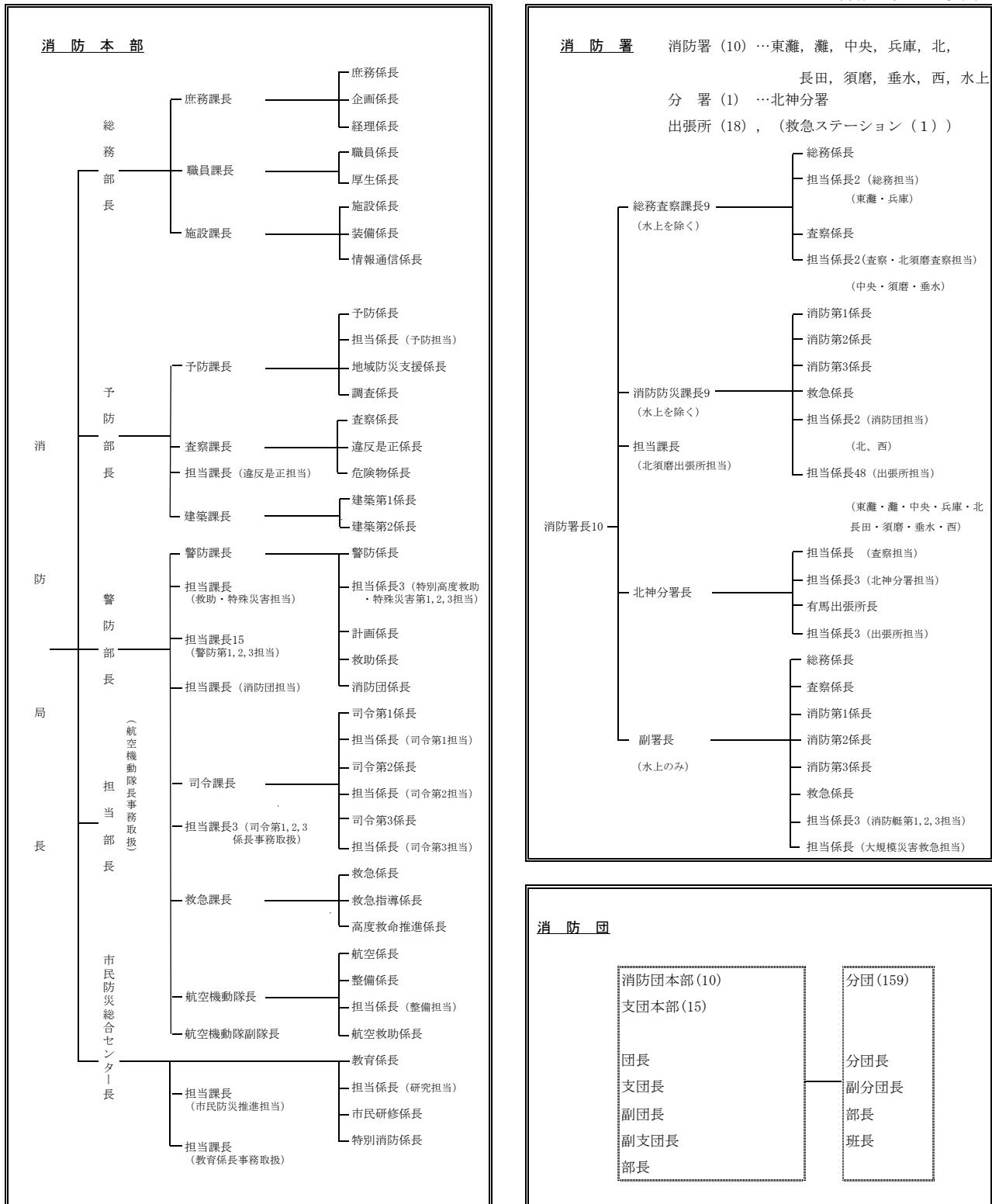
資 料

(※平成 25 年の統計については速報値です。)

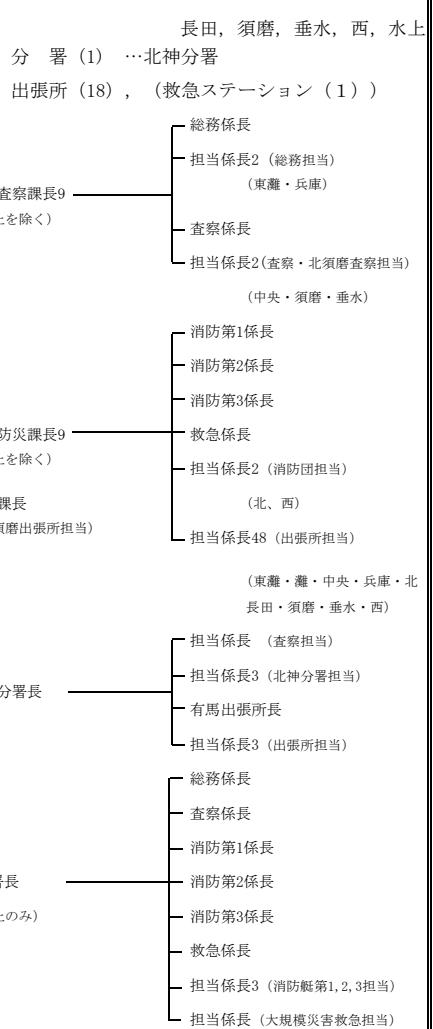
資料1 神戸市消防局の概要

1-1 消防機関の機構図

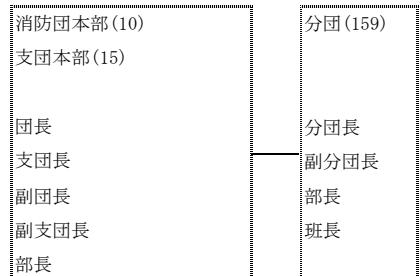
(平成26年4月1日現在)



消防署

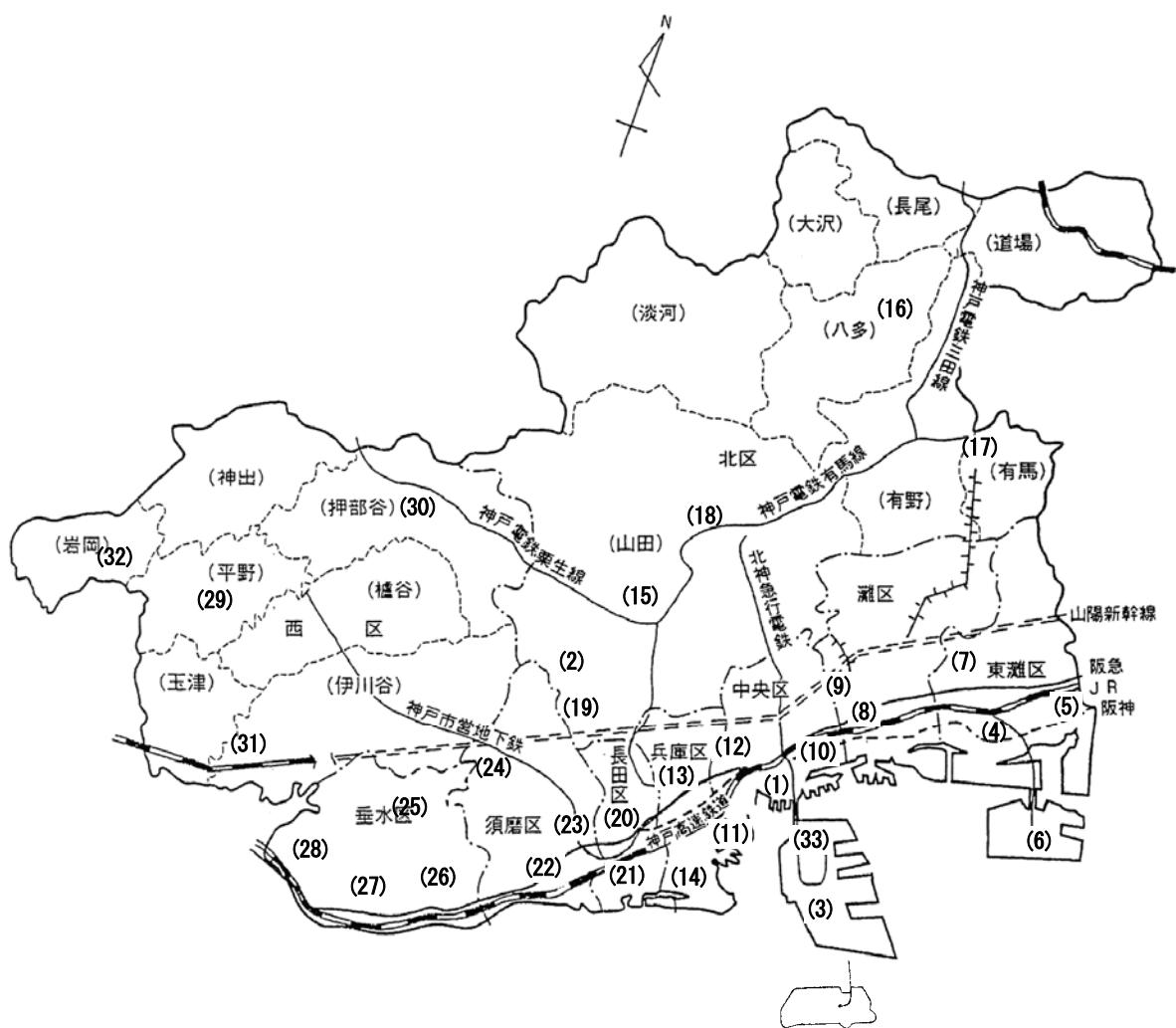


消防団



1-2 消防署所等配置図

- (1) 消防局
- (2) 市民防災総合センター
- (3) 航空機動隊
- (4) 東灘消防署
- (5) 青木出張所
- (6) 六甲アイランド出張所
- (7) 深田池出張所
- (8) 瀬戸内海沿岸消防署
- (9) 青谷橋出張所
- (10) 中央消防署
- (11) 栄町出張所
- (12) 山手出張所
- (13) 兵庫消防署
- (14) 運南出張所
- (15) 北消防署
- (16) 北神分署
- (17) 北神分署有馬出張所
- (18) 山田出張所
- (19) ひよどり出張所
- (20) 長田消防署
- (21) 大橋出張所
- (22) 須磨消防署
- (23) 板宿出張所
- (24) 北須磨出張所
- (25) 垂水消防署
- (26) 塩屋出張所
- (27) 高丸出張所
- (28) 舞子出張所
- (29) 西消防署
- (30) 押部谷出張所
- (31) 伊川谷出張所
- (32) 岩岡救急ステーション
- (33) 水上消防署



平成 26 年 4 月 1 日 現在

資料2 神戸市の火災

2-1 平成25年の火災状況（概数）

区分		平成25年	平成24年	
火災件数		573件	571件	2件
火災種別	建物火災 (内、住宅火災)	275件 (182件)	341件 (234件)	△ 66件 (△ 52件)
	林野火災	23件	12件	11件
	車両火災	53件	53件	0件
	船舶火災	1件	1件	0件
	その他火災	221件	164件	57件
建物火災焼損面積 1件当たり		4,153 m ² 15.1 m ²	4,685 m ² 13.7 m ²	△ 532 m ² 1.4 m ²
林野焼損面積 1件当たり		167 ㎡ 7.3 ㎡	51 ㎡ 4.3 ㎡	116 ㎡ 3.0 ㎡
損害額 1件当たり		443百万円 77万円	741百万円 130万円	△ 298百万円 △ 53万円
死傷者	死者 (内、65歳以上)	11人 (7人)	14人 (7人)	△ 3人 (0人)
	死者発生状況 (1) 逃げ遅れ	5人	6人	△ 1人
	(2) 着衣着火	1人	0人	1人
	(3) 放火自殺	2人	2人	0人
	(4) その他	3人	6人	△ 3人
負傷者		66人	82人	△ 16人

2-2 年次別主な出火原因

区分	火災件数	放火・放火の疑い	たばこ	コヘルンぶらー口	焼却火・たき火	電気関係	火遊び	その他
平成17年	673	222	95	88 (58)	40	42	25	161
平成18年	647	223	85	78 (45)	31	57	21	152
平成19年	709	231	98	90 (53)	41	39	22	188
平成20年	758	302	81	68 (43)	35	58	19	195
平成21年	648	202	81	69 (38)	46	47	32	171
平成22年	631	171	77	79 (53)	47	58	23	176
平成23年	640	178	80	50 (30)	49	69	19	195
平成24年	571	163	76	71 (31)	25	57	14	165
平成25年	573	157	82	56 (23)	56	52	29	141
建物	275	49	35	55 (23)	48	10	5	73
林野	23	4	0	0 (0)	0	12	3	4
車両	53	8	2	0 (0)	0	1	0	42
船舶	1	0	0	0 (0)	0	0	0	1
その他	221	96	45	1 (0)	4	33	21	21

注：放火・放火の疑いは、放火自損を含む。

2-3 平成25年中の署別火災状況

署 別	火 災 件 数						損 害 額 (千円)						焼 損 棟 数			焼 損 面 積			り 災 人 員		死 傷 者					
	建 物	林 野	車 両	船 舶	そ の 他	総 額	建 築 物	建 築 物 収 容 物	林 野	車 両	船 舶	そ の 他	総 数	全 燃	半 分 燃	部 分 燃	や	建 物 (m ²)	林 野 (a)	死 者	負 傷 者	死 3 0 者 日				
総 数	573	275	23	53	1	221	442,995	276,530	143,957	-	11,186	1,156	10,166	322	30	23	80	189	4,153	3,425	167	236	504	11	66	-
東 地	56	27	-	9	-	20	68,238	27,456	38,317	-	1,816	-	649	33	1	2	12	18	305	170	-	19	54	-	7	-
灘	52	19	2	8	-	23	20,665	8,212	9,971	-	739	-	1,743	20	-	4	2	14	216	166	-	27	62	-	6	-
中 央	71	48	-	5	-	18	50,391	37,262	12,903	-	158	-	68	51	-	3	14	34	230	175	-	37	70	2	8	-
兵 庫	53	35	-	2	-	16	45,506	38,786	6,346	-	158	-	216	40	5	2	10	23	330	321	1	32	58	1	6	-
北	84	32	10	9	-	33	67,164	55,052	8,766	-	2,092	-	1,254	50	15	3	12	20	1,308	895	137	28	77	2	5	-
長 田	49	25	-	6	-	18	58,432	34,669	23,487	-	168	-	108	31	3	5	10	13	547	543	-	24	46	1	8	-
須 磨	33	18	1	2	-	12	3,344	1,770	1,487	-	56	6	25	18	-	-	1	17	25	25	-	11	16	-	4	-
垂 水	67	37	-	2	-	28	78,513	58,118	15,860	-	493	-	4,042	42	3	3	10	26	810	755	-	29	57	4	12	-
西	96	30	10	9	-	47	37,241	4,984	25,821	-	5,336	-	1,100	33	3	1	8	21	292	285	29	16	38	1	8	-
水 上	12	4	-	1	1	6	13,501	10,221	999	-	170	1,150	961	4	-	-	1	3	90	90	-	13	26	-	2	-

注1：死者：48時間以内に死亡した者
注2：30日死者：死者（注1）を除く30日以内に死亡した者

資料3 神戸市の救急

3-1 過去10年間の救急出動状況

年 次	出 動 件 数	搬 送 人 員											
		総 数	火 災	自 然 災 害	水 難	交 通	労 働 灾 害	運 動 競 技	一 般 負 傷	加 害	自 損 行 為		
											そ の 他		
救急事故等種別													
火 災											火災現場において直接火災に起因して生じた事故		
自 然 災 害											暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、雪崩、地滑り、その他の異常な自然現象による事故		
水 難											水泳中(運動競技を除く)の溺者又は、水中転落等による事故		
交 通											すべての交通機関相互の衝突及び接触又は単一事故もしくは歩行者等が交通機関に接触した等による事故		
労 働 灾 害											各種工場、事業所、作業所、工事現場等において就業中発生した事故		
運 動 競 技											運動競技の実施中に発生した事故で直接運動競技を実施している者、審判員及び関係者等の		
一 般 負 傷											他に分類されない不慮の事故		
加 害											故意に他人によって傷害等を加えられた事故		
自 損 行 為											故意に自分自身に傷害等を加えた事故		
急 病											疾病によるもので救急業務として行ったもの		
そ の 他											転院搬送、医師搬送、資器材搬送、その他のもの(他に分類不能のものを含む)		
平成16年	65,643	58,044	106	40	12	6,734	532	336	8,127	756	748	36,067	4,586
平成17年	67,014	58,421	72	2	19	6,353	452	355	8,459	616	875	36,644	4,574
平成18年	66,099	57,208	71	1	14	5,882	407	352	8,383	609	818	36,833	3,838
平成19年	67,292	57,780	93	1	15	5,966	404	317	8,502	620	881	37,023	3,958
平成20年	63,232	53,411	78	3	9	5,443	422	309	8,068	555	787	33,794	3,943
平成21年	64,849	55,381	81	2	10	5,508	395	282	8,457	530	839	35,337	3,940
平成22年	69,993	60,424	80	0	10	5,536	395	323	9,195	533	859	39,466	4,027
平成23年	73,507	62,587	49	36	19	5,538	446	397	9,804	522	862	40,624	4,290
平成24年	75,790	63,140	69	2	15	5,350	400	358	9,911	534	692	41,299	4,510
平成25年	78,006	65,157	44	4	16	5,360	425	341	10,258	541	697	42,741	4,730

3-2 性別・年齢別・傷病程度別搬送人員

(平成25年)

性 年 傷 病 度 別 別 別 別	総 数	火	自	水	交	労	運	一	加	自	急	転	そ
		災	然 災 害	難	通	働 災 害	動 競 技	般 負 傷	害	損 行 為	病	院 搬 送	の 他
出 動 件 数	78,006	278	6	39	6,017	445	348	12,198	695	1,036	49,258	4,693	2,993
搬 送 人 員	65,157	44	4	16	5,360	425	341	10,258	541	697	42,741	4,684	46
男	33,114	28	1	10	3,320	360	258	4,679	332	236	21,550	2,326	14
女	32,043	16	3	5	2,040	65	83	5,578	209	461	21,193	2,358	32
不 明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新 生 呪	176	0	0	0	0	0	0	6	0	0	13	143	14
乳 呪	350	1	0	0	18	0	0	85	0	0	181	64	1
1 ~ 6 歳	2,456	0	0	0	170	0	3	611	4	0	1,471	197	0
7 ~ 17 歳	2,087	3	0	1	471	4	163	344	49	24	926	101	1
18 ~ 29 歳	5,142	3	0	2	1,249	89	99	331	127	143	2,883	207	9
30 ~ 39 歳	4,107	5	0	4	696	80	27	354	88	130	2,389	320	14
40 ~ 49 歳	5,086	10	0	1	787	93	28	515	113	170	3,111	254	4
50 ~ 64 歳	9,231	7	0	4	961	110	10	1,208	88	112	6,142	589	0
65 歳 以 上	36,522	15	4	4	1,008	49	11	6,804	72	118	25,625	2,809	3
傷病程度(医療機関到着時の医師の診断)													
死 亡	516	1	0	3	9	3	0	43	0	43	410	4	0
重 篤	1,063	1	0	1	30	2	0	80	0	38	865	46	0
重 症	2,360	5	0	0	146	20	3	281	3	35	1,162	703	2
中 等 症	23,332	9	2	5	867	141	95	2,901	69	258	15,418	3,536	31
輕 症	37,885	28	2	6	4,308	259	243	6,952	469	324	24,887	394	13
そ の 他	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0

3-3 行政区別救急取扱状況

(平成25年)												
行政区分別	総 数	東 灘 区	灘 区	中 央 区	兵 庫 区	北 区	長 田 区	須 磨 区	垂 水 区	西 区	市 外	
出動件数	78,006	8,394	6,125	12,645	8,051	8,849	7,080	8,036	9,924	8,863	39	
搬送件数	64,664	7258	5331	9769	6223	7737	5790	6746	8214	7572	24	
不搬送件数	13,342	1136	794	2876	1828	1112	1290	1290	1710	1291	15	
搬送人員												
死 亡	65,157	7,322	5,368	9,853	6,259	7,802	5,825	6,790	8,267	7,643	28	
重 篤	516	59	48	40	37	94	31	26	81	99	1	
重 症	1,063	121	71	121	117	110	105	137	159	122	0	
中 等 症	2,360	321	197	258	209	328	184	229	310	323	1	
軽 症	23,332	2789	1816	2825	2501	2930	2237	2294	3141	2795	4	
そ の 他	37,885	4032	3236	6609	3395	4340	3268	4103	4576	4304	22	

3-4 救急隊別救急取扱状況

(平成25年)

救急隊別	出動件数	搬送人数
総 数	78,006	65,157
東 灘	3,019	2,642
青 木	2,705	2,269
深 田 池	2,394	2,163
六 甲 アイランド	921	840
東 灘 臨 時	4	4
青 谷 橋	3,369	2,979
中 央 町	2,339	1,989
栄 手	3,630	2,842
山 中 第 2	2,817	2,165
兵 庫 南	3,220	2,397
運 北	3,592	2,770
ひ よ ど り	3,912	2,959
山 田 神	1,554	1,295
北 長 大	2,569	2,249
有 須 板	1,697	1,520
長 田 第 2	2,247	2,011
大 磨 宿	1,754	1,556
長 須	1,371	1,235
須 橋	2,807	2,305
板 磨	2,411	1,916
北 須	2,761	2,299
須 磨	2,580	2,076
板 宿	2,141	1,766
北 磨	3,044	2,697
須 水	3,065	2,425
板 子	2,819	2,359
北 塩	2,294	1,987
須 屋	2,635	2,212
板 丸	1	2
高 水 特 別	1	1
垂 水 臨 時	1,890	1,667
垂 西	2,758	2,391
水 谷	1,206	1,041
伊 部 谷	1,586	1,360
川 第 2	846	745
押 上	13	0
西 水	34	23
大規模災害対応救急隊		
航空機動隊		

3-5 診療科目別搬送状況

(平成25年)

診療科目	搬送人数
総 数	65,157
内 科	24,125
循環器脳系	1,653
循環器心系	5,133
呼吸器系	2,270
消化器系	3,053
腎泌尿器科	954
小児科	2,457
精神科	423
産婦人科	487
皮膚科	85
耳鼻咽喉科	516
眼科	113
歯科	35
外科	4,931
脳神経外科	6,809
整形外科	10,107
外傷重篤	209
婦人科	334
その他	1,403
調査不能	60

3-6 救急救命士の活動状況

年 次	特 実 施 行 為 等	器 具 を 使 用 し た	輸 液 脈 に よ る	自 動 式 対 外 除 細 動 器 に よ る	薬 剤 投 与
	施 行 者 総 数	気 道 確 保	靜 脈 路 確 保	除 細 動	
平 成 14 年	731	697	281	77	-
平 成 15 年	790	765	304	100	-
平 成 16 年	846	786	321	123	-
平 成 17 年	819	772(13)	291	110	-
平 成 18 年	851	804(38)	329	114	31
平 成 19 年	885	802(44)	352	101	65
平 成 20 年	1027	873(50)	448	123	125
平 成 21 年	965	720(42)	443	105	156
平 成 22 年	1034	784(43)	462	107	175
平 成 23 年	1045	860(50)	565	118	208
平 成 24 年	1036	847(69)	601	119	243
平 成 25 年	960	760(63)	558	107	185

※平成17年からの器具を使用した気道確保の()については気管挿管実施数。(内数)

※薬剤投与の運用開始は平成18年4月1日。

資料4 神戸市の救助

4-1 過去5年間の救助事故

(平成25年は速報値)

区分	事故種別	出動件数	火災			火災以外の救助事故									虚誤報	その他の他	
			小計	建物火災	建物以外	小計	交通事故	水難事故	風水害	自燃等害	機械による故	建よる等事に故	ガス・酸欠故	爆発事故	危険物事故		
平成21年		1377	228	198	30	796	170	36	3	15	398	11			163	345	8
		(5)	(1)	(1)		(3)	(1)		(1)						(1)		(1)
平成22年		1587	205	180	25	1033	194	37		18	555	23			206	343	6
		(2)				(1)	(1)									(1)	
平成23年		1801	226	195	31	1158	205	53	3	20	661	14			202	415	2
		(7)	(2)		(2)	(5)	(2)	(2)	(1)								
平成24年		1885	225	204	21	1205	202	45	1	20	712	13	1		211	454	
		(6)	(1)		(1)	(5)	(2)	(2)	(1)								
平成25年		2011	179	146	33	1276	235	51	5	19	730	20	1	2	213	550	6
		(8)				(8)	(6)		(1)						(1)		

()内数字は市外応援

4-2 署管轄区域別発生件数 (速報値)

(平成25年)

区分	事故種別	出動件数	火災			火災以外の救助事故									虚誤報	その他の他	
			小計	建物火災	建物以外	小計	交通事故	水難事故	風水害	自燃等害	機械による故	建よる等事に故	ガス・酸欠故	爆発事故	危険物事故		
総 数		2011	179	146	33	1276	235	51	5	19	730	20	1	2	213	550	6
管轄区域別	東灘	195	20	15	5	128	22	4	1	2	66	1		1	31	47	
	灘	172	9	7	2	114	14	1			68	1			30	48	1
	中央	236	25	24	1	126	10	1		5	87	5			18	85	
	兵庫	211	25	22	3	111	8	3	1	2	79	5			13	75	
	北	307	27	20	7	216	61	2		2	95	3	1		52	61	3
	長田	190	18	18		112	10			1	83	1			17	60	
	須磨	178	6	4	2	123	14	1		1	88	2			17	49	
	垂水	234	29	22	7	147	29	2	1	2	95	2			16	58	
	西	202	17	13	4	134	54	5		2	59			1	13	49	2
	水上	79	3	1	2	58	8	32	1	2	10				5	18	
	市外	7				7	5		1						1		

資料5 神戸市消防局への通報状況

項目	119番受信件数										うち携帯電話による119番受信件数				
	平成 21年	22年	23年	24年	25年	増減 (前年比)	1日平均	平成 21年	22年	23年	24年	25年	増減 (前年比)	1日平均	携帯電話の 占める割合
総受信件数	183,014 100.0%	184,681 100.0%	185,883 100.0%	136,834 100.0%	138,638 100.0%	1,804 1.3%	380 100.0%	53,117 100.0%	55,708 100.0%	56,544 100.0%	51,980 100.0%	58,099 100.0%	6,119 100.0%	159 11.8%	41.9%
緊急対応が必要なもの	73,176 40.0%	78,547 42.5%	81,060 43.6%	82,079 60.0%	85,030 61.3%	2,951 3.6%	233 49.2%	26,152 51.9%	28,931 53.0%	29,989 53.0%	30,727 59.1%	32,999 56.8%	2,272 7.4%	90 7.4%	38.8%
救急通報	66,298 36.2%	71,505 38.7%	74,142 54.5%	74,604 55.5%	77,013 3.2%	2,409 40.1%	211 42.9%	21,280 42.9%	23,878 44.3%	25,048 50.3%	26,131 50.3%	28,314 48.7%	2,183 8.4%	78 8.4%	36.8%
火災通報	1,147 0.6%	1,278 0.7%	1,116 0.6%	1,079 0.8%	983 0.7%	▲ 96 -8.9%	3 1.1%	582 1.2%	651 1.1%	597 1.1%	541 1.0%	484 0.8%	▲ 57 -10.5%	1 1	49.2%
その他災害通報	1,705 0.9%	1,761 1.0%	2,013 1.1%	2,461 1.8%	2,878 2.1%	417 16.9%	8 1.6%	872 1.7%	951 1.7%	1,097 1.9%	1,312 2.5%	1,671 2.9%	359 27.4%	5 5	58.1%
他本部転送	539 0.3%	525 0.3%	472 0.3%	720 0.5%	1,871 1.3%	1,151 159.9%	5 0.8%	433 0.8%	436 0.8%	392 0.7%	205 0.4%	468 0.8%	263 128.3%	1 1	25.0%
消防隊連絡	3,487 1.9%	3,478 1.9%	3,317 1.8%	3,215 2.3%	2,285 1.6%	▲ 930 -28.9%	6 5.6%	2,985 5.4%	3,015 5.4%	2,855 5.0%	2,538 4.9%	2,062 4.9%	▲ 476 3.5%	6 -18.8%	90.2%
対応が必要なもの	93,750 51.2%	90,257 48.9%	88,621 47.7%	40,570 29.6%	36,074 26.0%	▲ 4,496 -11.1%	99 38.2%	20,312 36.0%	20,029 36.0%	19,439 34.4%	14,172 27.3%	14,825 25.5%	653 4.6%	41 4.6%	41.1%
病院照会	21,716 11.9%	17,336 9.5%	15,498 9.3%	14,868 11.3%	10,7%	▲ 630 -4.1%	41 16.2%	8,593 13.6%	7,601 13.6%	7,642 13.5%	6,831 13.1%	7,064 12.2%	233 3.4%	19 3.4%	47.5%
問合せ相談	9,375 5.1%	9,721 5.3%	9,078 4.9%	8,746 6.4%	8,553 6.2%	▲ 193 -2.2%	23 6.5%	3,455 7.0%	3,922 6.5%	3,748 6.6%	3,625 7.0%	3,798 6.5%	173 4.8%	10 4.8%	44.4%
訓練テスト	57,249 31.3%	57,893 31.3%	57,980 31.2%	10,737 7.8%	5,316 3.8%	▲ 5,421 -50.5%	15 11.4%	6,079 11.0%	6,127 11.0%	6,132 10.8%	1,150 2.2%	344 0.6%	▲ 806 -70.1%	1 1	6.5%
その他	5,410 3.0%	5,073 2.7%	4,227 2.3%	5,589 4.1%	7,337 5.3%	1,748 31.3%	20 4.1%	2,185 4.3%	2,379 3.4%	1,917 3.4%	2,566 4.9%	3,619 6.2%	1,053 41.0%	10 41.0%	49.3%
間違い無回答	16,088 8.8%	15,877 8.6%	16,202 8.7%	14,185 10.4%	17,534 12.6%	3,349 23.6%	48 12.5%	6,653 12.5%	6,748 12.1%	7,116 12.6%	7,081 13.6%	10,275 17.7%	3,194 45.1%	28 45.1%	58.6%

※病院照会はコメット(こうべ救急医療ネットKo+MeT)紹介を含む。

※システム変更(平成24年2月14日から)により、回線テストが不要になつたため、通报件数が大幅に減少している。

神戸市消防局ホームページ

<http://www.city.kobe.lg.jp/safety/fire/index.html>

名称	電話(市外局番は、078)	所在地
神戸市消防局	333-0119(代)	中央区加納町6-5-1
東灘消防署	843-0119	東灘区住吉東町5-2-1
灘消防署	882-0119	灘区神ノ木通3-6-18
中央消防署	241-0119	中央区小野柄通2-1-19
兵庫消防署	512-0119	兵庫区荒田町1-21-1
北消防署	591-0119	北区北五葉2-1-9
同・北神分署	981-0119	北区藤原台北町7-20-1
長田消防署	578-0119	長田区北町3-4-8
須磨消防署	735-0119	須磨区中島町1-1-1
同・北須磨出張所	791-0119	須磨区西落合1-1-1
垂水消防署	786-0119	垂水区舞多聞東1-10-30
西消防署	961-0119	西区春日台5-1-10
水上消防署	302-0119	中央区港島3-2-2

神戸消防の動き（平成26年版消防白書）

編集・発行 平成26年4月

神戸市消防局総務部庶務課

〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号

T E L (078)333-0119(代)

心臓突然死を防げ！

心臓突然死の原因となる心室細動を取り除くためには、**AED（自動体外式除細動器）**による電気ショックが必要です。

神戸市では、**AED** を設置し、**市民救命士**をはじめ **AED** の使用方法を含めた応急手当のできる方がいる事業所等に「まちかど救急ステーション」として、標章を交付しています。

大切な人を救うため、市民救命士講習を受講しよう！

住宅用火災警報器を設置
維持管理をしよう！

